

平成23年第4回定例会

大 多 喜 町 議 会 会 議 録

平成23年 12月13日 開会

平成23年 12月13日 閉会

大 多 喜 町 議 会

平成 23 年第 4 回大多喜町議会定例会会議録目次

第 1 号（12月13日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 121 条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開会及び開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	6
一般質問	6
藤 平 美智子 君	6
吉 野 僖 一 君	14
小 高 芳 一 君	28
野 中 眞 弓 君	46
諮問第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
諮問第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	97
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	99
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	100
会議時間の延長	101

議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	103
日程の追加.....	105
請願第 1 号の上程、説明、委員会付託.....	106
閉会中の継続審査.....	107
閉議及び閉会の宣告.....	107
署名議員.....	109

大 多 喜 町 第 4 回 定 例 会

(第 1 号)

平成23年第4回大多喜町議会定例会会議録

平成23年12月13日(火)

午前10時00分 開会

出席議員(12名)

1番	野 中 眞 弓 君	2番	小 倉 明 徳 君
3番	江 澤 勝 美 君	4番	小 高 芳 一 君
5番	苅 込 孝 次 君	6番	君 塚 義 榮 君
7番	吉 野 信 一 君	8番	志 関 武良夫 君
9番	野 口 晴 男 君	10番	藤 平 美智子 君
11番	野 村 賢 一 君	12番	正 木 武 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町 長	飯 島 勝 美 君	副 町 長	鈴 木 朋 美 君
教 育 長	石 井 信 代 君	総 務 課 長	花 崎 喜 好 君
企画財政課長	小野田 光 利 君	税務住民課長	関 晴 夫 君
健康福祉課長	磯 野 幸 子 君	子育て支援課長	石 井 政 一 君
建 設 課 長	磯 野 道 夫 君	産業振興課長	菅 野 克 則 君
環境水道課長	川 崎 照 恭 君	特別養護老人ホーム所長	齋 藤 健 二 君
会 計 室 長	渡 辺 嘉 昭 君	教 育 課 長	高 橋 啓一郎 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	高 橋 謙 周	書 記	小 倉 光太郎
---------	---------	-----	---------

議事日程(第1号)

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 議案第 1 号 大多喜町暴力団排除条例の制定について
- 日程第 7 議案第 2 号 大多喜町営駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3 号 大多喜町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4 号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 10 議案第 5 号 平成 23 年度大多喜町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 11 議案第 6 号 平成 23 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 7 号 平成 23 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 8 号 平成 23 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 9 号 平成 23 年度大多喜町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 15 議案第 10 号 平成 23 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 3 号）
- 追加日程第 1 請願第 1 号 県立岬・大原・勝浦若潮高校の統合案の撤回を求める意見書提出を求める請願

◎開会及び開議の宣告

○議長（正木 武君） ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

これより、平成23年第4回大多喜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎行政報告

○議長（正木 武君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 本日、第4回の議会定例会の招集をさせていただきましたところ、議長さんを初め、議員の皆様には、年末を控え大変お忙しいところご出席をいただきましてまことにありがとうございます。議員各位には常日ごろより町政運営に多方面からのご支援、ご協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

まず、行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました第4回議会臨時会以降の資料により、ご承知をいただきたいと思います。その中で町消防団の査察を12月4日に実施させていただきましたが、各区及び各分団よりの要望事項が多く提出されましたが、より優先度の高いものより順次予算化させていただく予定で考えておりますので、ご報告させていただきます。

さて、本日の議会定例会でございますが、会議事件といたしまして、一般質問で4名の議員さんより通告がされております。そのほか人事案件で2件、条例制定及び改正で3件、協議事項で1件、一般会計の補正予算外5件の特別会計補正予算を提案させていただいておりますので、よろしくご審議の上、可決くださるようお願い申し上げ、会議冒頭のあいさつとさせていただきます。

○議長（正木 武君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（正木 武君） 次に諸般の報告であります。第4回議会臨時会以降の議会関係の主な事項につきましては、お配りしました議会諸報告によりご了承いただきたいと思います。

なお、このうち組合議会については、関係議員からそれぞれご報告をお願いします。

初めに、夷隅環境衛生組合議会関係について、9番野口晴男議員をお願いします。

9番野口議員。

○9番（野口晴男君） 夷隅環境衛生組合議会の報告をいたします。

去る11月25日午後4時に平成23年第1回夷隅環境衛生組合議会臨時会がいすみ衛生センターにて招集され、本町からは、正木議長と私の2名が出席しました。

会議事件は1件であり、夷隅環境衛生組合一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本町でも11月の議会臨時会で審議した内容と同様で、一般職の給料月額の改正をするものであり、全会一致で可決されました。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 次に、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会関係について、4番小高芳一議員をお願いします。

4番小高議員。

○4番（小高芳一君） それでは、夷隅郡市広域市町村圏事務組合の議会の報告をいたしたいと思います。

去る11月29日午前10時より平成23年第2回の夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会臨時会が大原の消防署にて招集をされました。本町からは正木議長、野村議員、そして私の3名が出席をいたしました。執行部より付議された議案は3件でありました。

まず、第1件目でありますけれども、議案第11号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありますけれども、本町でも議会臨時会で議決をいたしましたとおり、一般職の職員の給料を平均で0.2パーセント引き下げるというものであります。賛成多数で可決をされました。

次に、議案第12号であります。平成23年度の夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）についてでありますけれども、主な内容は、きょうの本町の議案にものっておりますけれども、広域の事務所が今度農林業センターに移転をします。それに伴いまして、その事務所の一部内部を改装する費用が主な内容であります。金額は工事請負費として319万2,000円というものが主な内容でありました。

次に、議案第13号であります。監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。

議会選出の監査委員が任期満了により現在欠員となったため、後任に御宿町の白鳥時忠議員の選任について議会の同意を求めるもので、原案のとおり同意をされました。

以上で夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会報告を終わりにしたいと思います。

以上であります。

○議長（正木 武君） 次に、国保国吉病院組合議会関係について、10番藤平美智子議員にお願いします。

10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 国保国吉病院組合議会について報告をいたします。

去る11月29日午後4時30分よりいすみ医療センター会議室におきまして第2回国保国吉病院組合議会臨時会がございました。本町からは江澤議員、君塚議員、そして私の3名が出席をいたしました。

執行部より付議された事件は1件です。

内容につきましては、国保国吉病院組合一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてです。この条例改正も既に他の組合議会から報告された内容と同一ですので、内容説明は割愛をさせていただきます。全会一致で可決されました。

以上で国保国吉病院組合議会報告を終わります。

○議長（正木 武君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から11月25日に行いました例月出納検査結果の報告がありました。お手元に配付の検査結果報告の写しによりご了承願います。

次に、受理した陳情についてご報告をしますが、お手元に配付しました陳情書の写しのとおり、3件が提出されております。

議員各位には、陳情の趣旨を十分ご理解いただきますようお願い申し上げ、ご報告にかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（正木 武君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

6 番 君 塚 義 榮 議員

7 番 吉 野 僖 一 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（正木 武君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日 1 日限りとすることに決定をしました。

◎一般質問

○議長（正木 武君） 日程第 3、一般質問を行います。

◇ 藤 平 美智子 君

○議長（正木 武君） 通告順に発言を許します。

10 番藤平美智子議員。

○10 番（藤平美智子君） 私は平成23年12月定例会におきまして議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を一問一答方式でさせていただきます。

最初に、節電対策の推進についてお伺いをいたします。

東日本大震災による福島原子力発電所の被害は、日本が経験したことの無い甚大なものとなっております。

電力供給の関係から、計画停電を余儀なくされ、企業や雇用関係者だけではなく、さまざまな産業、国民生活に大きなダメージと影響を与えました。

もとどおりの生活基盤や経済基盤に戻るまでは、日本のみならず世界各国の原発専門家や技術力をもっても20年、30年とも言われております。

このため、電力供給が逼迫し、政府は夏に続き冬季省エネルギー対策を発表し、さらなる節電を呼びかけています。また、国を挙げて取り組んでおります。

供給不安での長期戦ということで、冬の節電が12月1日から始まりました。本町におかれましても、役場の節電対策に続いて、冬季の節電に向けての取り組みが行われていることと

思われます。

今後の継続的節電対策について伺います。

1点目に、町の主要施設の役場庁舎、中央公民館、海洋センター、給食センター、学校などの大震災以降、これまでの節電対策の取り組みと実績についてはどのようなになっているのか、お伺いいたします。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） それでは、3月の震災以降の町の主要施設の節電対策の取り組みと実績についてのご質問でございます。

まず一括して、私のほうから総括的な回答をさせていただきまして、その後各施設ごとのご指摘をいただいておりますので、それにつきましては担当のほうからご回答をさせていただきたいと思います。

まず、藤平議員さんのご指摘のとおり、福島原子力発電所の事故により、節電需要は逼迫していることは言うまでもありませんが、夏の節電に続き、冬の節電対策についても経済産業省から通知されているところでありますが、東京電力では、需要の見通しに対し、供給が確保できると発表しております。しかしながら、引き続き積極的に節電に対応していかなければならないと考えております。

また、この夏の実績でございますけれども、経済産業省より15パーセント程度の節電目標が示されました。それに向けて努力してまいりましたが、従前より大多喜町におきましては、財政面からの方針で節約、節電をしてまいりましたので、施設によりかなり異なりますけれども、4月から11月までの昨年度比ではおおむね8パーセント程度の節電を行ったところでございます。

役場庁舎関係でございますけれども、ちょうど夏場に庁舎の引っ越しを行いました。ですので比較は大変難しいところでございますけれども、引っ越し前まではおおむね10パーセント前後の節電が図られておりましたが、新庁舎に移ってからは電気の使用量は増加をしております。

しかしながら、新庁舎も採光を考慮して建設をしておりますので、外からの光をできる限り取り入れまして、晴天時の照明と悪天候時の照明の点灯を考慮しまして、今後とも節電に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） これまでの節電対策の取り組みと実績について教育委員会が所管する施設の状況をお答えさせていただきます。

まず、教育委員会が所管する施設ですけれども、中央公民館、海洋センター、学校体育館の施設を貸し出ししておりますので、その内容についてお答えします。

まず、地震直後、3月12日からですが、東電から節電の要請を受けまして、夜間の使用を全面的に中止しました。連休明け、5月10日からですが、節電目標をおおむね示されまして20パーセントから25パーセントを節電の目標としまして、夜間利用を再開しました。

まず、学校の体育館の貸し出しですが、月4回のところを3回にさせていただいたり、2時間利用するところを1時間半でやめていただくというような形で節電の対応をさせていただきました。

また、公民館の施設の貸し出しにつきましては、週の貸し出し日を1日休館をふやしまして、休館といたしますか、貸し出し中止をふやしております。

海洋センターにつきましても、日曜日を使用中止にして、週1日貸し出しを中止する日をつくりました。

共通事項としましては、実際の施設のそれぞれの貸し出しですが、夜9時までという制約になっているんですが、実際のところが10時を過ぎても照明がついているようなことがしばしばありました。時間を厳守して、終了の時間から15分以内に退出していただくということで節電を図りました。

あとテニスコートとプールにつきましては、テニスコートは需要が多いため、消費電力が非常に多いということ、それからプールは需要が余りありませんでしたので、夜間の使用中止を継続させていただきました。

9月13日以降、夏休み明けからなんですが、節電がある一定の目標が達成されたということで通知を受けましたので、利用制限を解除し、通常利用に戻しました。

ただし、夜の9時終了という時間設定が利用される団体に十分されていたために、それ以後も節電の効果が上がっている状況です。

あと今のは貸し出し施設の内容についてなんですが、学校施設を含む教育委員会の全体的な取り組みとしましては、まず照明の節電として、利用しないところのスイッチはオフにする。スイッチで対応できないところは蛍光灯を抜くというような形で対応しました。

あと温度調整、エアコンの利用なんですけれども、不要時には当然停止をする。それからフィルターを掃除して電気効率を上げる。それから温度設定を上げる。あと外に緑のカーテ

ンを植えるというような対策をとりました。

そのほかの取り組みとしましては、プールろ過のフィルターを各学校掃除をしていただきまして、モーターの稼働を少なくしてもらう。それからテレビやパソコンの待機電力、要するにオフのときの電源を切っていただくというような対策をとらせていただきました。

その結果としまして、節電の実績なんですけれども、小・中学校全部で7校ありますが、全体の消費ワット数ですが、16.1パーセントの削減になりました。これは6月から9月の間の数値です。公民館につきましては、4月から10月の統計をとりまして、18.8パーセントの削減になりました。海洋センター、図書館につきましては、電源が一緒に両方合計の数字なんですけど、4月から11月までで29.2パーセントの削減になりました。非常に数字がここは大きいんですけども、テニスコートの夜間照明をすべて中止してきた結果だと思います。給食センターにつきましては、4月から11月までで6.8パーセントの削減になりました。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 今、課長の答弁によりますと節電の効果が上がっているというご報告であります。

行政が率先して節電対策を実行されることは必要であると思います。目に見える形で町民にも伝えることも重要であると思います。特に町の施設や教育施設の場合、節電の実現のためには、職員全員で省エネ、節電を実行することが求められております。その実施方法として、施設ごと、あるいは各課ごとに省エネ推進的な職員を指名し、取り組んでいく考えはないか、お伺いいたします。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 藤平議員さんのご指摘のとおり、行政が率先して節電に取り組むべきと考えております。

節電は目に見えないところもございますので、大変難しいところでございますけれども、公共施設の夜間照明の節約や空調の設定温度を控えめにするなど、積極的に実施をしてまいりたいと思います。そういう観点で目に見える策としてできるのかなというふうに考えております。

また、施設ごとの省エネの推進員的な職員の指名ということでございますけれども、職員個々にしっかりと省エネ意識を持っていただきまして、対応してまいりたいと思います。

今現在、役場庁舎の中におきましては、総務課あるいは企画財政課のほうで庁舎の管理全

体を見ておりますので、そういうところで積極的にそういうものを推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） ぜひ節電が数字や目で見える形で取り組んでいただくことを願います。

次に、今後の町の節電対策としては、どのような取り組みを考えているか、お伺いいたします。

○議長（正木 武君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 2つ目の今後の町の節電対策のための取り組みについてのご質問でございますが、電気事業法に基づく使用制限から、経済産業省では6月1日に具体的な内容を示した関係省令等が公布されまして、千葉県でも夏季節電対策として被災地を除いた地域を対象にいたしました前年の使用最大電力の5パーセントから15パーセントを削減する取り組みが示されました。

医療施設、介護施設、福祉施設、鉄道につきましては、12時から15時を除くということで、これらは削減率がゼロパーセント、削減率5パーセントにつきましては、上下水道、発電所の工業用水、焼却処理施設、空港ターミナルビル等でございます。削減率10パーセントは、火葬場、ホテル、旅館等でございます。事業者や家庭につきましては、15パーセント節電を目標といたしました。

9月9日を最後に、東京電力管内における電気使用制限は解除となりましたが、これから冬季に向けての節電対策は、東京電力管内では数値目標は特に設けず、引き続き節電をお願いするにとどまっております。

このようなことから、町といたしましては、公共施設及び事業所、一般家庭の自主的な節電へのご協力を今後も呼びかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 節電や省エネを実現していくためには、その方法と何パーセント削減するという目標を立てることが大切だと思います。

町におかれましては、今後どのような方法、手段で何パーセント削減を目標とされているのか、お伺いいたします。

○議長（正木 武君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川崎照恭君） 町では今後どのような方法、手段で何パーセント削減を目標としているかのご質問でございますが、東京電力管内においては、国及び県も特に削減率を定めておりませんので、町といたしましても無駄な電力は使わないとすることは、これは当然のことですが、需給ギャップによる停電の発生を回避するため、特に何パーセントといった削減目標は立てませんけれども、事業所や一般家庭への自主的な節電のご協力は引き続きお願いをしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 昨年の第4回定例議会の一般質問で、LED照明の導入による省エネ推進とランニングコストの削減について、町の考えをお伺いいたしました。町長の答弁では「技術革新等によって導入コストが下がってきた段階で導入を考えたい」、また「事務室には余り向かないため、通路などに導入していきたい。当面は消費電力が少ないHF管で対応したい」という回答がございました。

しかし、3月11日の大震災によって、節電対策は大きく状況が変わってきております。12月2日の新聞に出ていましたが、町の節電は、県内で16パーセントの削減ができたこと、各事業所にはLED照明の切りかえなどを呼びかけていました。

さきの11月24日の議会臨時会におきまして、旧庁舎耐震補強増改築工事の設計変更の中に、LEDの活用とすることで補正予算が組み込まれました。このLEDの導入は、どこの場所に設置されるのか、お伺いをいたします。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） まず、庁舎の照明関係でございますけれども、新庁舎につきましては既に施工済みでございますので、次期の照明の交換の時期を見まして検討してまいりたいと考えております。そして中庁舎、旧庁舎でございますけれども、従前の蛍光灯にて対応していた部分は、そのまま蛍光灯を設置させていただきまして、ダウンライトで対応していた廊下ですとか、会議室、あるいはトイレ等、この辺につきましてはすべてLEDに設計変更をお願いして施工する予定で考えております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 導入コストの点もあると思います。他の自治体でも有利な事業を

選択し、節電対策として既設の防犯灯をＬＥＤ照明に交換しているところもありますので、本町においても持続的な節電対策の一つとして、年次計画を立てて、街路灯や防犯灯をＬＥＤに交換していくお考えはないか、お伺いいたします。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 防犯灯等についてのことでございますけれども、防犯灯につきましては、各区が管理するものでございますが、新規の設置につきましては、ＬＥＤ照明を推奨してまいりたいと考えております。

また、器具の交換については、維持費等の補助金の中で対応していただいておりますので、ＬＥＤ照明の交換については、特別に補助金を増額できるように財政面の協議をさせていただく予定でございます。

ちなみに従前の蛍光灯の場合ですと約１基当たり２万円ぐらいで設置が可能でございます。これをＬＥＤの蛍光灯にしますと約３万円ということで、現在町の補助金が１基当たり２万円でございます。設置が。ですので、ＬＥＤにしますと３万３,０００円で１万ちょっと地元で負担がふえてしまいますので、その辺の補助金の増額をこれから財政面で協議をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（正木 武君） １０番藤平議員。

○１０番（藤平美智子君） よろしくお伺いいたします。

中央公民館の耐震補強工事が予定されておりますが、この改修工事と合わせ、玄関やロビー、通路など導入可能な場所にＬＥＤを導入していただき、節電を推進するお考えはないか、お伺いをいたします。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 中央公民館のホール、通路、玄関、ロビーなどにＬＥＤを入れたらどうかというご質問ですが、中央公民館につきましては、ご存じのとおり、耐震補強の設計が先月の１１月に終了しまして、来年新年度から補強工事を実施する予定でございます。

補強工事は、ホール壁面を支えとしまして、天井裏を張りかえる補強工事となります。ですから、照明のついているホール天井裏はすべて一たん撤去してから新設することになります。

現在の設計段階でございますけれども、公民館ホールの照明につきましても、ご指摘のありましたとおり、節電効率を配慮しましてＬＥＤ照明に交換する予定であります。

しかし、公民館施設の玄関、通路、ロビーなどにつきましては、今回の耐震工事の対象区域外でして、今後施設修繕の機会がありましたら、それに合わせてLED照明への交換をできる限り進めていきたいと思えます。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 前向きな答弁ありがとうございます。

最後に、節電については、公共施設のみならず、各家庭や事業所等の協力が大事でありますけれども、町としては住民などへの周知方法について、どのように考えておられるのか、どのようにまた計画をされているのか、お伺いをいたします。

○議長（正木 武君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 節電について、町として住民等への周知方法をどのように行っていくかとのご質問でございますが、7月25日配布の「広報おおたき」とともに、経済産業省からの節電アクション、こういうパンフレットがございました。このパンフレットを各区へ配布し、組ごとに回覧をしていただきました。

内容は、夏の15パーセント節電のお願いでしたが、エアコンは室内28度に心がけましょう。また、扇風機を使いましょう。日中は照明を消しましょう。本体の主電源は切りましょう等々、削減消費電力等が示されておりまして、家庭の節電対策をチェックできるようになっていたものでございます。

冬季に向けての対応といたしましては、国または県からの節電パンフレットがあれば住民の皆様へお配りをしたいと考えております。

また、東京電力管内節電ポスターも予定されておりますので、こういったものを利用したり、そのほか町の広報紙や防災無線を活用し、周知を図ってまいりたいと思えます。

節電のご協力を今後もお願いしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） よろしくお願ひいたします。

福島原子力発電所の事故処理以降、原子力発電所の安全神話は大きく崩れました。これによって、今後の日本の原子力エネルギー政策は、その方向性を大きく転換していかなければならない状況となっております。私たち国民一人一人が、このような現状を的確に把握し、節電、節約についての意識をしっかりと持たなければならないと思えます。

確かに町の5か年計画等には、省エネ等の推進について位置づけはされておりますが、

震災以降大きく変わった省エネ、節電対策については、すぐにでも取り組まなければならない重要な施策ともなっております。そのためにも将来にわたり節電、節約に結びつく施策について、町が率先して取り組んでいただくよう希望いたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

◇ 吉 野 僖 一 君

○議長（正木 武君） 次に、7番吉野僖一議員、一括方式です。

7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） 平成23年第4回大多喜町議会定例会において一般質問をさせていただきます。

初めに、町有施設の管理についてお伺いします。

①として、大多喜無相苑の管理運営について。

現在の大多喜無相苑は昭和62年5月に完成し、現在24年が経過しており、今後の施設整備と管理について伺いたい。

特に、待合室の応接セットの汚れがひどいため、取りかえるか、クリーニングするか、あるいはカバーをつける必要があると思う。また、二組が同時に利用する場合には、高齢化社会に対応したいすとテーブルに変更したほうが利用しやすく、維持管理もしやすいと考えられるが、今後の対応について伺いたい。

さらにボイラーの耐用年数等、状況については問題がないか、伺いたい。

これで一応お願いします。

○議長（正木 武君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） まず初めに、無相苑待合室の応接セットの汚れですけれども、ソファの背もたれ部分はよいのですけれども、待合時間を使い食事等をとったりいたしますので、吉野議員のご指摘のとおり、座る部分にこぼれた物がしみになり、汚れが目立っている状況でございます。清潔感がなくてはなりませんので、座る部分へのカバーの取り付けを今後検討してまいりたいと存じます。

また、高齢化社会に対応したいすとテーブルに変更したらどうかとのことですが、その日の予約順によりまして、座敷とフロアのソファに分かりますけれども、特に問題が生じているわけではございませんので、現在のところ、いすテーブルへの変更は考えておりません。

次に、ボイラーの耐用年数等でございます。火葬炉、かまのことだと判断いたしますが、昭和62年の稼働時のままで今日に至っておりまして、定期的な保守点検年2回により、修繕が発生すること多いところでございます。修繕工事等予算化を入りまして、対応しております。耐用年数は、常時稼働している場合で10年でございます。1日平均大体1件でございます。0.85件となるわけですが、この稼働でありまして、メンテナンス等で対応ができる状況ですので、火葬炉交換等は今のところ考えておりません。今後もメンテナンスを定期的実施いたしまして、施設管理を図ってまいりたいと存じます。

なお、火葬件数なんですが、21年度で282件、22年度で264件でございます。

使用時間計算でいきますと、先ほども耐用年数が10年ということで申し上げましたが、時間計算していきますと、1日平均8時間使ったといたしまして、365日の耐用年数10年で2万9,200時間となります。じゃ、実際に使っている実績ですが、1日1件当たり1時間から1時間半かかるわけですが、それを1.5時間というふうに計算しまして、365日の使用年数、現在もう24年経過しておりますので、それでいきますと1万3,140時間ということで、先ほどの8時間計算で10年やった2万9,200時間とはかなりまだ下回っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） あと大分年数がたっているということで、これは基金とか、積立金、そういうものはあるんでしょうか。

それと今後、できれば改装をするときに、都市部では大分家族葬ということで、何かそういう小さな施設をつくっているところもあるそうなので、今後の改修のときに、そういう考えがあるのかどうか、その2点追加で。

○議長（正木 武君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 基金の関係ですが、火葬場については、無相苑につきましては、特に基金の積み立てはしておりません。ただ、ご承知のとおり、旧夷隅町と大多喜町で負担をしておりますので、大多喜町が6、旧夷隅町が4の割合でございます。

それとあと家族葬の関係なんですけれども、この辺についても全く検討はしておりません。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） わかりました。今後は改修するときは先々のことを考えてよく検討してもらいたいと思います。

続きまして、②の都市交流センターの管理運営について。

都市交流センター、たけゆらの里は平成8年11月にオープンして以来15周年を迎えたが、施設の管理面で改修予定があるのか。また、運営面ではどのように展開していこうと考えているのか伺いたい。お願いします。

○議長（正木 武君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） それでは、都市交流センターの管理、また運営ということでご質問でございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

都市交流センターの管理運営についてのご質問でございますが、都市交流センターは、都市と農村の交流を通じ、農業及び農業関連企業の経営安定基盤の確立と活力ある地域性を図ることを目的に、平成8年に設置された施設でございます。

ご質問にあるよう、本年がちょうど15周年目に当たります。また、有限会社竹ゆらの里は、この都市交流センターの施設管理を受託し、農林産物の直売、乳製品の販売、食堂の経営、都市と農村の交流事業企画及び道の駅の施設管理を受託する事業として、平成12年に設立したものであり、本年でちょうど11年目に当たります。

ご質問では、この施設管理上の施設改修の予定があるかということでございます。また、今後の施設運営面をどのように展開していく考えかという内容のご質問でございますが、施設改修につきましては、これまで小規模な修繕につきましては、その都度修繕を行ってきております。現在のところ、大規模な改修計画は持っておりません。しかしながら、やはり施設そのものが、もう15年経過しておりますので、この先屋根改修も一部風の動きによって雨漏りがするというようなお話聞いております。15年を経過しておりますので、屋根の改修ですとか、また、中の冷蔵庫ですとか、ショーケースだとか、そういったものが今後改善が必要になってくるんじゃないかというふうに考えております。

したがって、これに合わせまして改修資金のある程度積み立てだとか、その辺が今後必要があるんじゃないかというふうに今現在考えております。

また、今後の運営につきましては、やはりこの施設の設置目的であります都市との交流を通じた農業の振興や農林産物の直売などによる農業経営者の育成を基本としながら、野菜、花木類などの計画的な作付調整、また栽培履歴の提出や農薬の安全使用などによる品質管理の向上につきまして、直売組合との連携を図りつつ、安定的な農林産物等の販売のほか、比

較的経営状況のよい郷土料理、これは食堂部門でございますが、これらの充実によりまして会社の安定的な経営に努めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） ありがとうございます。

内部的には、また後で小高さんがやるみたいなので、その辺はよろしくお願いします。

大分周りが傷んでいるというのは事実なんですよ。その辺で積立金とか何かないので、ちょっと心配だと思うので質問しました。

続きまして、2の交通安全対策のための対策について。

初めに、街路灯の整備について。

冬場は日没も早く、大多喜駅前の変則十字路周辺からメキシコ通りまでの間は、暗くて危険な状態で、駅舎の前には歓迎塔のガス灯があるが、暗くて危険な環境となっているため、大多喜駅から大多喜高校までの通学路にLED照明を設置して、生徒や歩行者の安全対策を進めることは急務と思うが、町の見解を伺いたい。

このガス灯については、昭和58年8月に共栄会が設備して、保守管理は現在商工会が年6万から7万ぐらいのガス代をタイマーということで支払っておるんですが、大分傷んでいて、この間ちょっと駅前行ったときに、上のガス灯の3つの1つが風で動いている状態だったので、できればガス会館等の建設もあるらしいので、なかなか場所が高いために、あれがガス灯というのは一般の人は知らないで、できれば目線の高さに下におろしたほうが安全だということで、その辺も含めて町の見解を伺いたい。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 大多喜駅から大多喜高校入り口までの区間の街路灯の整備のご質問でございますが、ご指摘の区間につきましては暗く危険であるとのことでございますが、現在数箇所に街路灯が設置されております。

本区間につきましては、踏切から高校入り口まで歩道整備を含めた道路改良工事を予定しておりますことから、交差点、踏切部については、道路照明としての設置は可能と考えますが、街路灯につきましては、道路工事にての設置は困難でありますので、工事が完了しましたら関係課と設置について協議をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、②信号機の設置について。

西小中学区の通学路である国道465号線と県道32号線が接続する市川交差点と、町道中野紙敷大多喜線の西畑駐在所交差点は、朝夕の通勤や通学、観光客、ゴルフ場客など交通量が多く危険な状態のため、以前から信号機の設置が望まれている箇所であります。

安心・安全なまちづくりを進める観点からも安全対策が求められているが、その後の進展と町の見解を伺いたい。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 信号機の設置についてのご質問ですが、国道465号と県道大多喜君津線が交わる市川交差点、国道465号と町道中野大多喜線が交わる中野交差点につきましては、以前にも土木事務所、警察に要望を行った経緯がございます。信号機の設置については、交通量、事故発生件数等危険性を考慮し、設置を行っているとのことでございました。

前回要望に際し、現地立ち会いを行い、信号機の設置は困難とのことから、市川交差点については、交差点ありの警戒標識の設置、交差点ありの路面標示、ガードレールに反射板の取り付け、センターラインを破線から実線にし、カラー舗装を実施いたしました。

また、中野交差点につきましては、町道側の間口を狭くして歩行者が入れるたまり部分をポールをつけて仕切りをつくる、交差点内にドット線を引く、道路交差が直角になるようセンターラインの位置を変える、交差点ありの路面標示の設置を行いました。これにより警察署では、最近の交通事故件数は減っているとのことでございました。

しかしながら、小・中学校の通学路であり、交通量も増加とのことですので、交通安全対策の面からも引き続き警察に要望をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） 本当に皆さん一生懸命やっているんですが、なかなかあそこにつかないとは七不思議で、何でつかないのかというのが私の見解であります。それでこの間のもみじ祭りとか、やはり相当な車が来ております。まして圏央道が開通しますと、やはり観光の町大多喜で売っていますので。

せんだって駐在所の交差点を真っすぐ突っ切っちゃって、奥の生け垣を越えて、ヤマモトさんの倉庫のほうまで行って、テレビの共同アンテナの柱も倒した、そういう高齢者の事故というか、やっぱり信号機があればとまるんだろうけれども、ないからやはりそのまま突っ

込んじゃうというか、そういうのが2件ありましたので、そういう高齢化社会に対応した安全対策ということも必要かと思いますので、たまたまこの間勝浦署に行きましたら、何か大
多喜には交通課がなく、刑事課も何かみんな勝浦の署のほうへ行っちゃったみたいです。
何かその辺が大分やはり地元の目が届かないというのがちょっと気になったので、この間た
またま交通課長と会いましたので、その辺もお願いしてありますので、これもやはり町長さ
んからちょっと一言言ってくれば多分つくと思いますので、よろしくお願ひしたいと思
います。

それから、3番目の道路わきの竹木伐採について。

住民と町議会の懇談会で、道路上に伸び出した竹や木の枝の障害による危険な状態につ
いての意見がありました。これは平塚区でやったんですね。

場所は国道465号線の笛倉地先であります、木や竹の枝が道路上に覆いかぶさっている
ために、観光バスやダンプカー等、背の高い大型車がセンターラインを越えて走行してく
るため、対向車が危険な状態が頻繁にあるというものであります。

国道のみならず、県道や町道についても同様の箇所があるため、再点検を行い、必要な伐
採等が行われるよう対応願ひたいということだが、この対策について町の見解と対応を伺
いたい。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 道路わきの竹木伐採についてでございますが、議員ご指摘のと
おり、道路上に枝等が伸びていると対向車線にはみ出す等通行に支障が出ると考えられ
ます。
このような道路の越境竹木については、基本的には所有者が伐採すべきと考えますが、高
齢化等労力的にできない場合には、所有者に了解を得て、町道の維持管理上、町が伐採
を行っております。

なお、集落内の生活道路におきましては、地元の自助努力に頼らざるを得ない状況でござ
いますが、地元での伐採が困難なときには、所有者の了解が得られましたら町にて対応
してまいりたいと考えます。

また、国・県道につきましては、道路パトロールを実施し、必要と思われる箇所につ
いては、維持作業員にて対応し、対応困難な場所については、業者発注にて対応をして
いるとのことでした。要望がございましたら、土木事務所に通報し、対応をお願いして
まいりたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 7 番吉野議員。

○7 番（吉野僖一君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

できることであれば、一番初めに一般質問で言つたように、町条例とか、県条例とか、県のほうもやはり書類ありましたら、やはり民法がどうのこうのとかいうことで、なかなか条例をつくるというのは難しいみたいなので、町条例に関しては町内のことであるから、やはり地主さんとかの了解を得て、いちいち断らなくても道路交通安全対策上、だれが見ても切れるような町条例の検討も今後お願ひしたいと思ひます。

続きまして、3 の小中学校の統合に伴う跡地の有効利用について。

大多喜町教育委員会では、児童生徒の減少傾向にあることから、小中学校適正配置検討委員会を昨年12月に発足して検討が重ねられ、本年8月に提言書がまとめられ、教育委員会の方針も含めて各地区ごとに8月22日から説明会が開催されました。

そこで教育委員会の方針に沿つた形で、統合された場合、統合によって使用されなくなった学校施設の有効利用について、現段階でどのような構想や計画があるのか伺ひたい。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 統合後の跡地利用について、現段階の構想計画ということでございますが、今現在は跡地利用についての構想計画は、学校再編を検討する上で非常に重要な要素と考えている次第でございますけれども、しかし、現段階ではお示しできるような具体的な構想や計画がまだできていない状況であります。

現在は、統合に向けての諸問題について地域保護者と協議を進めていますので、その中で跡地利用につきましても、地元の要望や意見をよく聞き取つてする。あと町全体の行政施策との調整を図りながら検討を重ねていく予定でございます。

今お答えできるのはここまでで、非常に申しわけないのですが、以上でございます。

○議長（正木 武君） 7 番吉野議員。

○7 番（吉野僖一君） 私も各地区と一緒に回つて説明を聞いておつたんですが、皆さんの意見もやはりできるだけ残して有効活用をしていただきたいというのが住民の声でありますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、4 の高等学校の再編について。

11月17日付の新聞報道による県立高校改革推進プランによれば、夷隅地域も3校を統合し、東葛飾高校を中高一貫とするなどの公表がされました。

また、来年度から10年間の県立学校改革推進プランの最終案を発表しましたが、町は、こ

の夷隅地域の高校再編問題について、他の市町と協力してどのように対処していくのか、町長の見解を伺いたい。

なお、今月の12月15日木曜日午後6時半から岬ふれあい会館文化ホールで地元説明があるそうですが、その辺もお伺いしたいと思います。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 高等学校の再編についてでございます。

議員ご質問のとおり、11月17日、夷隅地域3県立高校の統合計画が新聞報道されました。県立学校の改革推進プランによりますと、2015年度、平成27年度になりますが、統合予定のうちの2校は、2013年度（平成25年度）の入試から生徒の募集を停止し、統合後は総合学科を設け、文理、スポーツ、商業・観光、生活福祉、生産・食品となるとのことでございました。

この報道のとおりとなりますと、勝浦市の県立高校はなくなり、夷隅郡市では大多喜高校と大原の統合高校の2校となります。

議員ご質問の中で、他の市町と協力して、どのように対処していくかというお話でございましたが、町としては、大多喜高校を主体として考えておりまして、この報道により、町においては大多喜高校と連携をしまして、生徒数の増や学校環境、または通学路の整備、通学の交通網の拡充等に前向きに取り組み、また、全面的に支援をして、大多喜高校を存続させる義務がより大きく生じたととらえております。

今後においても現在立ち上げてございます大多喜高校支援推進プラン策定懇談会で支援策を協議し、実行していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野 僖一君） 資料はインターネットで大分分厚い資料が出ておるんですが、やはり今後このままいくと大多喜高校も危なくなってくるので、私も昔PTAいろいろ役やらせてもらいましたけれども、現在高校の授業料無料化になっておりますよね。できましたら高校まで義務教育にすれば、逆にちょっと話が大きくなるかもしれないですけども、各町に高校が置かれるんじゃないかと、そういうふうに私は思うんですが、やはり発想の転換というか、このままいくと本当に過疎地は何もなくなっちゃうという感じなので、できれば高校教育も義務教育化すれば残せると思うので、その辺も教育長さんどうなんですか。よろしくお願いします。

○議長（正木 武君） 教育長。

○教育長（石井信代君） ただいま吉野議員のご質問ですけれども、今、夷隅地域の高校の問題が出たんですけれども、それにつきましては昨年度から夷隅地域協議会というのが行われまして、昨年１年間で４回、それは夷隅地域の大多喜、勝浦、御宿、大原のそれぞれのあらゆるところの代表の方が出て、この夷隅地域の県立高校をどう活性化していったらどうかという話し合いを持たれました。

ただ、一番やはり根本的にあるのが生徒の数の減少という、そこなんです。今のままで夷隅地域の４校の学校がそのまま継続できるかといいますと、子供の数が減りますので、そのままだの４校を継続すれば、多分どこの学校も定員に満たないということが１年ごとに出てくるということなんです。

そういうことも含めて、それでは夷隅地域でこれから県立高校をどうしていったらいいのかということをお話し合ったんですけれども、それが最終案と出されたのが１１月１５日に県から出されたホームページで、先ほどおっしゃったそのとおりでございます。細かく言えば人数等もわかりますけれども、長くなりますのでこの辺にしておきたいと思います。

○議長（正木 武君） ７番吉野議員。

○７番（吉野僖一君） 本当に資料は分厚い資料で、これ本当にぞっとしたんですけれども、やはり対策というか、逃げというか、できれば義務教育化なれば各町につくられると思うので、それも検討していただきたいと思います。

次に入ります。

５、お城まつりについて。

少子高齢化、若い人たちの減少もあって、ここ数年来各地域でも伝統あるみこしや山車が出せなくなってきております。同様にお城まつりへのみこしや山車の参加も減少し、ことしはみこしが２社だけだと記憶しております。

また、昨年からメイン通りとなる町内の飾りつけもほとんど見られなくなり、勇壮なお城まつりに期待して、おいでになったお客様から残念だという声も聞いています。

大多喜町で最大の観光イベントとして盛り上げていくために、町では来年に向けてどのようなものにしていこうと考えているのか伺いたい。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） お城まつりについてというご質問でございますが、ご質問のとおり、本年のお城まつりへのみこしの参加は２社でございました。みこしの参加依頼につ

きましては、大多喜地区12区にお願いをいたしました、みこしや山車の参加が少ないのは残念に思っております。参加できない理由といたしましては、みこしの担ぎ手が不足しているのが主な要因と思っております。

お城まつりでのみこしの渡御は祭りを盛り上げるものであり、みこしの参加につきましては、今後もお願いをしていきたいと思っております。また、祭りばやしはお祭りに花を添えるものであり、参加についてもお願いをしていきたいと思っております。

メイン通りの飾りつけということでございますけれども、沿道が華やかになり、お祭りの情緒を醸し出すものでございますが、ちょうちんにつきましては、各家庭で自前のちょうちんを持っておりますので、飾りつけをお願いしていきたいと思っております。

また、万国旗につきましては、高い位置での作業で危険でもあり、実行委員会も予算的に厳しくなり、飾りつけにかかる経費の負担が困難になってまいりました。今後も実施は厳しいものと考えます。

お城まつりを来年に向けてどのようにしていくかにつきましては、今年の反省を踏まえまして今後開催いたします大多喜町お城まつり実行委員会の中で、町を挙げてのお城まつりとしていきたいと協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） たしか反省会がいつも大分おくれた時期にやっているらしいんですが、ことは大分早目に先月たしかやったと思うんですが、その反省会の中でどのようなことが審議されたか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 反省会の中では、やはりみこしの参加等少ないというご意見が出ていました。また、日程等の調整、それも出ておりました。また、うちのほうが申し上げましたのは、ことしのお城まつり、例年になく人がふえていたんじゃないかというようなお話もしました。それにつきましては、天候に恵まれたということと、また、3連休でありましたので、その日程もよかったのではないかと考えております。

また、先般開かれた反省会に基づきまして、今後も反省会は引き続き意見いただいておりますので、日程あるいはそのみこしの参加に意見いただいておりますので、今後ともその意見をいただいた中で協議をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 7 番吉野議員。

○7 番（吉野僖一君） 何かちょっと見ていますと、前夜祭からその当日準備から後片づけ、役場の職員がほとんどやっているみたいなので、もう少し地元の人たちに自分たちの町だということを意識させるようにしてほしいというか、町の職員も大変だと思いますので、今後の課題で検討してもらいたいと思います。

続きまして、町内のボランティア団体についてお伺いします。

町の観光振興のため、町長から認定書の交付を受けた大多喜城下案内人の方が現在 6 名が活躍されておりますが、高齢や後継者の問題でご苦労されていると伺っております。

また、ボランティアということから、その行為自体について、報酬や手当が支給されていない状況であります。今後の町の観光振興に大きな役割を担っている団体であり、ボランティア団体への活動助成金や何らかの活動支援をすべきと判断するが、町の見解と対応について伺いたい。

それと、そのほかボランティア団体どの程度あるか、わかる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 町内のボランティア団体ということでもありますけれども、城下案内人につきましての団体についてご説明を申し上げます。

大多喜城下町案内人につきましては、県内外からおいでになったお客様を歴史のある大多喜城下を案内し、城下町の風情と歴史に触れていただくボランティアとして活動され、本町の観光振興の大きな役割を担っております。

現在 6 名の方々が案内人として活動されておりますが、ご指摘のように案内人の高齢化が進んでおります。平成 21 年度までは案内人の養成講座を開催し、後継者の育成を図ってまいりましたが、案内人として活動できる人材がなかなか育たないのが現状でございます。

また、この城下町案内人への活動助成、補助金等の対応につきましては、町も検討し、案内人の会と協議いたしましたが、ボランティアということでもあり、案内人の会の中でも意見の一致が図れないのが状況であります。

城下町案内人は、本町の観光振興には重要な方々でございますので、できる限り案内人の会の皆さんの要望にお応えをしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 7 番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） できれば、やはりなかなかそれぞれの職業を持っていて、その電話一本で動いているそうです。確かに難しいと思いますが、全国いろいろなところあると思いますが、有料化しているか、ガイド料をとっているか、その辺の調査、今後していただきたいと思います。

それと、ほかのボランティア団体、たまたま先月の1日ですか、朝早く大多喜駅集合ということで、5時集合だったんですが、そのときに駅前と本陣の周りを懐中電球を持って掃除している団体があったんです。名前を聞いても教えてくれなかったんですけども、そのときに駅前が暗いというのを一般質問で重ねてちょっとやったわけなんですけど、やはり朝早く、夏場はいいとしても、冬の5時というとは本当にまだ日が出ていないので、懐中電球を持って、ボランティアの人が駅の周りとか、本陣の周りを掃除しているんです。男の人2人で、女の人は4名で、多分大多喜区の人だと思うんですけども、名前を聞いても教えてくれなかったんですけども、そういう団体があるということを一応知っておいてもらいたい。その辺で駅前の整備もお願いしたいということです。

続きまして、7の町道の新設について。

最後の質問になりますけれども、年末ということでクリスマスプレゼントではありませんけれども、ちょっとこの辺を検討願いたいと思います。

町道の新設について。

役場庁舎も来年3月に完成する状況となっているが、役場前の道路は一方通行で囲まれており、不便な状況です。

しかし、一方通行区間を変更するには、数々の課題もあるため、容易に変更することはできないと理解しています。

そこで、大多喜郵便局の前から役場までつなぐ新たな道路を新設し、役場来庁者の利便性を図る考えはないか、伺いたい。それと役場施設の環境整備についても予定があればあわせて伺いたい。

なお、財源については、町道整備推進基金を充てることも可能ではないかということで質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 役場の来庁者の利便性を図るための進入路の整備についてのご質問でございます。

新庁舎完成後、中庁舎の改築工事につきまして、来庁者の皆さんに大変ご迷惑をおかけ

しているところでございます。庁舎前の一方通行については、ご承知のとおり、解消は難しいというふうなものでございます。

現在改築中の中庁舎は来年の３月に完成をしますので、完成後は改築前と同様に、中庁舎前の駐車場をご利用いただきまして通路を渡っていただき本庁舎にお入りいただくか、本庁舎わきに外構工事にて駐車場を設置しますので、そちらから入っていただけるようになる予定でございます。

ご指摘の大多喜郵便局前からの進入路の新設でございますけれども、現在でも第３庁舎に進入路がございますので、新たな進入路の新設については考えておりません。

ただし、中庁舎の外構工事の際に、予算の許す範囲にて大会議室前周辺に駐車場を増設できれば、来庁者の利便性がより一層可能になるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） ７番吉野議員。

○７番（吉野僖一君） なかなかいい回答をいただきました。これはやはりちょっと調べまして、ふだんこういう分厚い町例規集なんていうものは見ないんですけれども、その中に私の町例規集の中で784ページ、大多喜町道路整備推進基金管理運用規程というのがありまして、第３条（２）町道として認定する目的を持って新設する道路の整備、（３）その他、ここがポイントです。町長が特に必要と認める道路の整備、これに使えるということです。

この案件については、町民も議会を反対する人はいないと思いますので、道路交通安全対策というか、わざわざ大回りしなくても局へ来たついでにちょっと回れる、一方通行でもいいですけれども、とにかく今、大回りしないとなかなか役場まで来られないというのが現況でございます。そういう高齢化社会、また交通安全対策ということも絡みまして対応願いたいと思います。町長さんのクリスマスプレゼントというか、何かひとつなんか顔が見れるように。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） なかなかクリスマスプレゼントというのは、難しいんですけれども、確かに予算的にはつけようと思えばつけられると思います。

ただ、道路といいますのは、やはり個人の権利もございますので、その辺がやはり、まず地権者との問題が解決できなければ、なかなか道路はできないわけでございます。

ですから、予算的には町としては、つけようと思えばつけられると思いますが、問題は地権者とこれからどういう話になるかということでございますが、とりあえず先ほど課長の答

弁にありましたように、三方から入れるような形をとりましたので、それでとりあえず対応したいと、そういうふうに考えております。

○議長（正木 武君） 7 番吉野議員。

○7 番（吉野僖一君） これは何か地権者というのは大多喜町ではなかったんですか。何かちょっと一般の土地からみますか。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今の第3庁舎のところにつきましては、絡みませんけれども、そこだけで解決できる問題じゃなくて、いわゆるメイン通りですよ。この問題がやはり一番だと思います。

ですから、今現在のところにつきましては、先ほど課長が答弁したように、現在もう既に入れるようになっておりまして、そこに駐車場をまた予算の許せる範囲で広げることによれば、それはそれで対応できるかなと思っています。要は一番のメイン通りがやはり対面通行がてきれば一番いいんだと思いますけれども、これがなかなか難しいなと思っています。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 第3庁舎と局の前の間に個人の土地があります。ですので、そのように今、町長がおっしゃったように、個人の絡みがあるというふうなお話でございます。

それともう1点、道路整備基金の利用につきましてはですが、敷地内でございますので、道路としての認定ができませんので、道路整備基金の利用ができません。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 7 番吉野議員。

○7 番（吉野僖一君） なかなかいろいろ縛りがあってできないということで、できるだけ町民の利便性ということで質問したのでありまして、前向きに対応を願いたいと思います。

以上で終わります。

○議長（正木 武君） 一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午前11時17分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

（午前11時28分）

◇ 小 高 芳 一 君

○議長（正木 武君） 4番小高芳一議員の質問を許します。

4番小高議員。

○4番（小高芳一君） それでは、一般質問、通告に従いまして、議長のお許しが出ましたのでさせていただきますと思います。

今、議会のほうも議会改革ということでやっております。私も今回一般質問の中で、2点ほど質問しますけれども、ある程度提言等もしたいと思います。皆さんのほうからも、どなたでも結構ですから、それおかしいんじゃないかというようなことがあれば、遠慮なく逆質問をぜひお願いをしたいというふうに思っておりますので、冒頭申し上げておきたいと思います。

それでは、T P Pの影響と対策について、たけゆらの里大多喜の経営についてということで、広く農業振興という部分でとらえて質問をさせていただきますと思います。

まず、最初の質問でありますけれども、野田総理大臣、11月11日にT P Pの交渉参加に向けて、関係国と協議に入る方針をとということで、新聞等あるいはマスコミ等で発表されました。さらに貿易を推進していくんだ。そのかわりに農業分野においても、予算を集中していくというような考えを示されました。

大多喜町議会では、例外なき関税撤廃は余りにも地域の経済に与える影響が大きいということで、反対の意見書を去年政府のほうに提出した、こんなところであります。

そして、私は今回の決定には断固反対という立場であります。すべてのものが市場原理主義で通るということは、決していいものではないというふうに思っています。

しかし、今までの流れといいますか、経過を見ますと、私は若いころから米価運動というか、当初は食管制度廃止反対というようなことで、東京のほうにも行ったりした経緯もあります。食管制度をぜひ守っていかなければ、日本の食は守れないというようなことで反対をしましたけれども、これも食管制度廃止されました。そして、牛肉、オレンジ、これだけは国は絶対守っていくんだというようなことであったわけですが、これも自由化され、つい最近、1993年でしたか、細川内閣のときにも、米は絶対自由化はしないというのが自由化されたということで、今は国境措置を関税で守っているというような状況であると思います。そして、日本のことを考えますと、これだけの繁栄は、やはり貿易立国として今日の繁栄を築いてきた。こういうものも否定できないというふうに思っております。

そして、世界の流れ、W T Oなど、このごろ頭文字がいっぱい出てきて、ちょっと混乱す

るのでありますけれども、世界の貿易のルールをつくるWTO、ここで日本も世界153か国の中でいろいろな交渉をしてきて、ずっとルールづくりをやってきたのだけれどもとまらない。そうすると今度は2国間でそれぞれやろうという流れになってきました。それがFTAとかEPAというようなことで言われています。日本もおくればせながら何国かと、今、韓国とも交渉中というようなことで、2国間で自由にやろうと、153か国でとまらないから、もうしびれを切らして2国間、そして、その次の流れは、北米の自由貿易圏とか、ナフタ（NAFTA）というそうでありますけれども、そういう自由貿易圏をつくり、片方EUではそういう自由貿易圏をつくる。

今回、野田首相が言っているのは、エフタープというんですか、アジア太平洋自由貿易圏をつくってこう、こういう流れがあって、その前段階としてTPPを進めるんだというような話をしておりました。

今、物の値段は、私なりに思うと、非常にもう複雑になっていて、中国で原料を仕入れて、ベトナムで組み立てて、販売はまたほかでやると、もう世界というか、アジアの中で1つの物をつくるのにいろいろな国の物を全部組み合わせてつくる。こういう時代になってきているので、そうすると今回、例えばTPPの締結がなされなくても、いずれはもうそういう経済がそっちのほうに行っちゃっている限りは、流れはなっていくのではないかというような、すごい思いがしています。

そういう状況を考えると、今のこの町の農業、日本の農業を初め、町の農業どうしたらいいのか。やはりもう40年も前から国際競争力に勝つような農業と言われながら、何ら進歩していない。そういう部分で今の町のこれからの実態、そして課題、対策、それをさらに推進していく。どういうふうにしていくのか。この辺をちょっときょう議論ができればというふうに考えています。

そこで、まず町長に、今回のTPPについて、どのように考えておられるのか、見解を伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまの小高議員のTPPの参加交渉ということで、政府が表明したことに對して、町としてどう考えるかと、こういう質問でございますけれども、まず結論から申し上げますと、私ども町村長も先月の11月30日、NHKホールにおきまして、全国町村長大会がございました。そこで9件の決議をしたところでございます。その中に、TPP参加交渉について断固反対という決議がされたところでございます。これは全会一致で決議

をされました。そういうことで、全国町村会長の藤原会長を中心として、役員の皆さんが即その決議文を国のほうへ届けたところでございます。そういうことで、結論といたしましては、町としてもＴＰＰ参加交渉へは断固反対ということでございます。

一方で、今、小高議員のお話にもありましたように、日本という国が貿易立国で成り立っております。そういうことで、日本の今のＧＤＰで考えますと約500兆と言われます。そして、そのうちの農業の占める割合というのが8兆円ということで1.6パーセントぐらいなんです。そういうことで、やはり全体の流れとしては、今、小高議員の言われるように、日本の貿易立国という流れからいたしますと、恐らくいずれはこの自由貿易圏に参加をするのではないかというふうに考えられます。

しかし、現段階で今私ども農業政策というものが競争力という面では、やはりどうしても日本としては劣ります。そういうことで、国も恐らくそこに相当の予算を投じるんだと思いますが、その辺の推移を見なければなりません。現段階での農業政策がはっきりしない中では、やはりＴＰＰへの参加交渉というのは断固反対していかなければならないと思っております。これからのやはり推移を見てまいりたいと思います。

○議長（正木 武君） 4番小高芳一議員。

○4番（小高芳一君） ありがとうございます。

多分というか、もう時代の流れというか、これから二十年、三十年後になれば、当然そういう流れになるということは、だれしもわかっているわけで、今、政府が民主党も二つに割れて議論しているし、自民党もという話ですけれども、やっぱり今の段階ではということで、先については、ある程度容認するような、そういう雰囲気というのはもう随所に出ているという部分があると思うんです。

ですから、反対で、そのままでいくんだというようなだけで、対策を何もしないというのは、非常に方向的には間違っているのではないかと、また、それが締結されなくてもやっぱり農業施策の強化をしていかなくちゃいけないというふうに思うので、そこで、まず町の農業の実態、どういうふうになっているのか、例えば農業の生産額とか、あるいは従事者数、専業後継者数、そういうものにつきまして簡潔にお答えをいただきたいと思います。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 本町の農業の実態ということでございますけれども、本町の農業につきましては、山間谷津田が多いわけでございます。耕作規模も零細、平均約0.7ヘクタールでございます。また、担い手の高齢化、約69歳でございます。それと有害獣の被害、

また生産額の減少、生産額と申しますけれども、平成15年の農業生産額24億7,000万円ございました。平成18年の生産額21億4,000万円に減少してきております。また、耕作放棄地も05年のセンサス334ヘクタール、10年のセンサス370ヘクタールということで、耕作放棄地も増加の傾向にあるのが現在の状況でございます。

もう1点、農家数で申し上げますと、2005年には965戸ございましたけれども、2010年では854に減少してきております。

状況は以上のとおりでございます。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 課長の見解を聞きたいんですけれども、平成14年に生産額24億、統計だと私見たのは18年までしかちょっと載ってなかったんですけれども、直近の数字もある程度把握できればと思ったんですけれども、18年が21億というような話であります。

この現状、あるいは産業振興課として、これから後でも質問しますけれども毎年の農業予算というものは相当分あるわけですよね。こういう形になってだんだん来ている状況をどのように考えておられるのか、簡単で結構ですからお願いをしたいと。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 農業の生産額の減少、年々あるわけでございます。統計的にも見ましても就業年齢、要するに69歳と高齢でございます。若い人がいないわけでございます。なかなか農業に魅力がないというようなことも考えられるわけでございますけれども、町としても従来より、そういう農業後継者にも力を入れてきたと思いますけれども、一番の要因がやっぱり農業には魅力がないのではないかと、やはり会社に勤めていたほうが感じとしては、ちょっとこういうこと言ったら失礼ですけれども、農業は何か泥臭いと、会社に行ったほうが何か華やかだというような、若い者の感じが受けるのではないかと思います。大変失礼な言い方で申しわけございませんけれども。

○議長（正木 武君） 小高議員。

○4番（小高芳一君） なかなか課長がそういう答弁をされると困るといいますか、やはり大多喜町の基幹産業ですから、もっともっと町の重要な産業として位置づけて、さらに強化をしていただきたいのと、魅力ある農業に逆に言えばしていただきたいなという思いであります。

もう少し内容的に詳しく分析をさせていただきたいと思います。

22年度から戸別所得補償が始まりました。1年前にどれくらい町にお金が落ちた、何件対

象者で、どのくらいというようなことをお聞きしましたがけれども、今回も22年度で結構ですから定額分、それから価格補償分、合計で町に入ったお金、そして、それは真水で農家の所得になるわけですから、そうすると税収も当然相当上がっているはずなんですけれども、どのくらい税収として変わったのか、所得補償の総額の分についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） ただいま平成22年度の所得補償ということでございますけれども、支払総額は1億5,200万円でございます。農家一戸当たり平均にしますと約33万6,000円が交付をされたことになります。

税収ということでございますけれども、税収につきましては農業所得金額がマイナスの395万4,818円で、税収といたしましては増収となっていないのが現状でございます。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 1億5,200万の金額は町の農家に落ちました。普通はこれは農家の純粋な所得になるはずですから、これだけの収入が全体としてあれば、相当額として税収として本来上がってこなければいけないんですけれども、逆に、前年度対比がちょっとありませんけれども、ちょっと私がもらった資料ですと21年が合計で1,700万で、22年度が30万というふうになっているんですけれども、どのように集計したかで変わってくるんでしょうけれども、これ実態なんです。純粋の利益部分をこれだけ配っても全然上がらない。どこかに原因があるなり、これじゃまずいでしょうという部分ですよね。基幹産業で大多喜町の税収でマイナスということは、何やっているんだという話になるんですけれども。

ここで、何で戸別所得補償をお聞きしたかというのと、日本の農政はここで大きく変わったという部分があると思うんですね。

今までは生産調整をして価格をある程度維持している。その前は農家から高く買って、消費者に安くしている。こういう政策を日本ずっととってきたんです。外国は逆で、市場価格と生産コスト、その差を国が補填して、補助金をつけて輸出をしてきた。これ世界の流れ。日本は逆で、生産調整をして、調整部分にお金をやって価格を維持してきた。これが今度は直接農家に所得を補償して、価格はある程度下げざるを得ないというか、国際価格までは当然無理でしょうけれどもある程度下げなければいけない、下がってきちゃうという方向ですよ。こういう方向になってきた。その一番大事な所得補償が成果が出ないということになると非常に困っちゃうわけですよ。これが成果が出るような方向に持って行ってほしいと

いう部分で、これひとつ検証するとき大事な部分だというふうに思っています。

次、飛んじゃいますけれども、町の農業分野あるいは経済における影響をちょっとお尋ねしたいんですけれども、県の試算ですと県内の農業生産は4,216億あって、大体33パーセントの損失、米はほとんど相当部分、九十何パーセントでしたか損失を受けるというような試算が載っていますけれども、町の状況で今、実際にも所得マイナスということになると、計算しようがないのかもしれませんが、ひとつやっぱり町の試算というのはしておくべき話だろうというふうに思いますので、試算としてどのようになるのか、お伺いをまずしたいと思います。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 先ほど戸別所得補償の話で申し上げましたけれども、1億5,200万円の所得補償がされました。税収が上がらないということもお話しされました。

税収につきましては、33万6,000円の農家一戸当たりあったんですけれども、2か年にわたりますのでその年は、半分になります。そういった関係で戸別所得補償にかかわる税収というのがなかったのではないかと思います。

一番の農業、経費がかかるわけでございます。ご承知のように経費かかるわけでございます。例えば農業機械の購入、投資、大分農業には経費がかかります。そういうような関係で、所得もマイナスになってきているのではないかと思います。

また、経済の影響ということでございますけれども、実質的にどのくらいの影響が大多喜町にあるかということは、戸別所得補償のところで申し上げましたけれども、そのような金額なんですけれども、実際これがどのようになるかということは、本町の基幹作物であります米、畜産品、大分影響を受けるものと思っております。そのために農業収入の減少、多分減少金額というのはどのくらいか、ちょっと試算しておりませんのでわかりませんが、減少は当然のことであると、それは認識しております。

また、耕作放棄地の増加にもつながるというふうにも思っております。経済に与える影響、かなり大きいものではないかと思いますけれども、反面、消費者にとりましては、輸入された物品、食品も含めまして安くなりますので、消費者にとっては喜ばしいところもあるのかなとは思いますが。

以上です。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） なかなか試算するのは難しいと思います。県、国、あるいは国なんか

はもう農林省と経産省全然違った数字を出しますので、余りある意味、意味がないのかなと思いますけれども、影響がどのくらいあるのかと実際につかんでおく、あるいは農業がどれほど疲弊してしまうのかという部分はちょっとつかんでおく必要があるんだろうなというふうに思っています。

そこで次に、じゃ、こういう状況なら、この農業の再生あるいは強化対策というのはお考えなのかどうか。特に最近では農業の六次化というようなことが言われ、一次、二次、そしてサービスを足して、三次を足して、六次と言われるようになってきていますけれども、過去大多喜町の農業の中でもいろいろな部分でも、加工をやったり、あるいは観光農業だったり、さらにはその先というようなことがあっても、なかなかうまく取り組めないというのが実態でないかと思います。この強化策はあるのか。

そしてもう一つは、農林水産費の予算であります。1億7,470万、これ大体毎年このくらいのお金をかけていると思うんですけれども、今先ほどちょっとお話ししたように、毎年これだけのお金をかけて農業生産というか、農業生産も下がってきていると同時に所得も上がらない。これだけの金額があるのなら、配ったほうがよほど農家のためになるのではないかなというように思いがあるんですけれども、予算のもう少し見直しといいますか、もう本当に費用対効果といいますか、その辺を根本から少し考えて、もっと強化すべきものは強化するというような方向に、少し見直すべきではないかと思うのでありますけれども、そういう対策といいますか、そのようなことは考えておられるか、お聞きをしたいと思います。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 農業の六次化と農業予算の見直しというご質問でございますけれども、農業の六次化、大多喜でも成功されている例は幾つかあると思います。例えば民宿とか、あるいはソバとか、それらは成功されている例ではないかと思います。

農産物は生産者みずから価格を決めて販売することは少なく、ほとんどが販売業者あるいは購入者により価格が決められております。

また、第六次産業につきましては、先ほど議員さんおっしゃられたように、第二次、第三次産業の事業者が得ていた付加価値、農業者自身がみずから得るものでございます。それで農業を活性化するというところでございます。

これらに取り組める農家は課題が多く、課題とも申し上げましたのは、その加工施設、あるいは販売する技術、要するに会社の経営ノウハウが必要ではないかと思いますので、多分町のほうもそういう指導も必要ではないかとは思っております。

町は加工施設も持っているところがございますので、そういう加工施設でノウハウを得ていただいて、その技術を持って六次産業化、要するにみずから販売して収入をふやすということもできるのではないかと考えております。

それと農業予算の見直しということではないですけれども、ＴＰＰに参加した場合は、農業を保護する国の農業支援対策が図られることと思われまます。

農業は、ご承知のように、いろいろな要素が絡んでおります。投資した効果が果たしてそれだけ効果があらわれるというところも非常に難しいものもあると思われまますけれども、農家の要望に合わせました農業予算にしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（正木 武君） 4 番小高議員。

○4 番（小高芳一君） 六次化でありますけれども、体験農業すばらしいと思っていたんですけれども、結果的にはほとんど機能しない。観光農業もそんなに発展するような感じではなかった。

六次化ってちょっとよくわかりませんが、個人で全部やるというのは難しい話で、私たちの町だとやはり地域を挙げてやるというようなことではないのかと思うんです。法人をつくってという話じゃなくて、地域を挙げてつくる人、あるいは交流センターあるのだから販売、あるいは郷土料理もあるわけだし、加工施設もあるわけで、その中のトータルの中でうまく回していくような方向、こういう方向もあるんだろうなというふうに思いますので、まして今回は国の予算、高付加価値の予算も多分相当額ついてくるだろうと思うんです。その部分をうまく使っていくということを考えてほしいというふうに思っています。

それから、農林予算のほうでありますけれども、農業費の予算で1億6,000万ほど、林業費で6,800万ほどあります。この辺の中を見ますと、人件費が農業費の中で4,700万ということで、半分までいきませんが、そういう分占めている。あと山びこの施設が3,000万ちょっとありますので、それでほぼ占めているんですけれども、例えば味の研修館400万近くかかっていますけれども、これは研修施設ということで、あそこで加工した物は売れないという話になっていますけれども、これはもっとやっぱり知恵を絞って、どんどんあそこでつくったものを売れるようにしてくれば、農家だってその分お金になるし、施設もいらないし、あるいは商品開発もやっぱりするなんてことは、当初は多分そうだったはずなんですけれども、加工するお手伝いをしているだけの施設になってしまって、もっと機能させてほしい。

それから、平沢ダムありますけれども、田嶋町長のときに、あそこを有効利用しようということで、釣り堀をとということで、亀山のほうに一緒に行つてやるという人がいたから話を聞いたり、ある程度話が決まったというか、方向でということがあったんですけれども、どういう事情があったかわかりませんが流れてしまって、あそこにそういう施設があれば観光にもなるだろうし、利用料も全然かからない、経費もかからないだろうということで、今、大多喜町のその農業振興にはほとんど役に立っていないといえますか、鉾毒ダムですから、下のほうでちょっとあったら流してくれというような役割でありますので、そこを町が予算を出してやっているということは、もう少し工夫をすべき話だろうというふうに思います。

林業費のほうでも人件費が2,300万、その中に今、有害獣の費用がどんどんかかってきますね。1,400万ほどついていますが、これはあくまでも今のところ個人に補助金を出しているんですけれども、次にきょう言いたい部分なんですけれども、地域全体の中でぐるっと回さないと何も意味がないというか、一軒一軒一人一人がこうやったって、効率が悪いだけで、じゃ、隣行っちゃったら隣もまたという話になるので、1つの地域でやるようなことを政策的にやって、集団1つの農場につくっていくというようなことを考えなくてはいいだろう。個人の趣味でやるのを農業対策でやっていいのかなという部分もちょっとあります。そういうこともしっかりと見ていく。

それから、県民の森は3,000万ほどかかっていますけれども、これ町が相当町有林持っていますよね。毎年資産が1年たつと50万ですかふえますというふうな予算書に載っていますが、そんなはずはないだろうというふうに思うんですけれども、もっと200町歩持っている資産を有効に利用すること。どんどんアイデアを出して考えてほしいなという部分があるんです。

例えば、町有林にもみじを植える。もみじを植えて床柱にしてオーナー制を募って売る。あるいは今の木もオーナー制を募りながら下刈りをやってもらう。何かやっぱりいろいろな方法がいっぱいあると思うんです。

県民の森は、せっかくあそこに二人がいて払っているわけですから、もっといろいろなアイデアを出してやってみると、予算を硬直化していると思うんだよ。だからもっともっと違う発想でやってみよう。こういうことが必要ではないかというふうに思うんですけれども、ちょっと町長、見解だけで結構ですからお願いします。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまの小高議員の質問でございますけれども、まず農業はいろいろ私も1年10か月見てきました。

その中で、まず感じますのは、どうしても生産の部分にやはり補助というものの対象が移っておりまして、いわゆる販路といいますか、その販路の部分には余りそういうものにはほとんど補助金がないわけです。

しかし、これは一つの農業を事業というとならえ方をいたしますと、やはりどうしても販路という部分に本来ならばもうちょっと道筋ができれば、やはり生産の部分にそれほど補助金を出さなくてもいけるのかなと、今、私も思っています。

それで、今いろいろと小高議員からいろいろなアイデアもいただきましたが、実は私ども、それはもう正直いろいろ考えてやっているところでございます。やはり基本は地域資源というものをどうやって生かし活用していくか。また、大多喜町の特性というものの、また特徴というものをどうやった形で生かしていくかということで、実は今考えているところでございまして、それは今のいろいろなお話も参考にさせていただきまして、私どももこれからこの辺の農業政策について、むしろどうやったら農業が成り立つか、やはり全体的に世界への流れから見ますと、大規模農業というのは日本にはまず向きません。そういうことで、やはりそれぞれの地域の特性というものを生かす必要があると思います。

特に大多喜町におきましては、大規模農業にはまず向かない土地でございますので、やはり今のこの狭い土地をいかに付加価値を高める形でやるかということが基本にあると思いますので、それを基本に考えて今進めているところでございます。

これからもまた、いろいろまたご意見等いただければと思います。

○議長（正木 武君） 一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。この間に昼食をお願いし、午後は1時から会議を再開します。

なお、野村委員長から、議会運営委員会を開催する旨の通知がされておりますので、12時30分までに1階の相談室に参集を願います。

（午後 零時02分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（正木 武君） 一般質問を続けます。4番小高議員、質問を許します。

4 番小高議員。

○4 番（小高芳一君） 午前中、予算の見直しということで町長の見解を聞きましたけれども、1 億7,470万円、この予算を本当に効果的に使っていただきたいという部分で申し上げました。全くといいますか、振興になっていないという、結果として数字で見た場合にはそうなっているということをぜひ認識をいただきまして、もっともっと大胆に予算のほうを組み替えなりしていただければというふうに思います。

そして、次に、今回質問の趣旨といいますか、核心部分であります。このような状況の中で、農地の集積をとにかく行っていかなければいけないという思いがあります。そして、私が議員になって当初に、集落営農の推進をということで一般質問をさせていただきました。そのときに、平塚の集落営農があるからそれをモデルケースにしていこうというような話でありましたけれども、結果的には組織をつくって機械を導入して終わりになってしまったんですかね。そのままになってしまいました。そのときに申し上げたのは、1つの集落で1農場1会計、1つを集落としてそこに1台なり施設も1つだし会計も1つだし、そういうことの集落として、農場としてつくっていくようなことを計画を組んで、その地域に合わせてやっていくべきだろうというようなことで話をしました。そのときの結果がどうなのかは別として、このような農地の集積をこれからも進めていく計画が、あるいは対策があるのかどうか、この点についてまず伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 農地の集積化ということでございますけれども、平塚の営農組合、ことしの10月でしたか、発足したということですのでけれども、これにどのように対応するかということでございますけれども、本町には現在、平塚も含めまして6組合の営農組織が活動してございます。集落営農につきましては、農地や農作業の集積を図り、担い手の確保、また農地の遊休化を防ぐことができ、生産性と農地維持管理の両方をあわせ持った農業形態でございます。現在、県の農業事務所と本町農業のあり方について協議しております。この中で集落営農についても検討をしておりますので、この検討結果を踏まえまして取り組んでまいりたいと考えております。

ちなみに、お隣の長南町さん、大分集落営農に取り組んでいるようでございます。農業事務所さんの情報によりますと、まとまったいい活動をしているところもあるということです。この農業事務所との協議の中でもできれば視察等を踏まえまして、どのようにやっているかと、どのように組織されているかとそういうことをうちのほうも勉強していきたいと

思います。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 4 番小高議員。

○4 番（小高芳一君） 国が今示している「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」というのは新聞等でも発表されていますけれども、この内容をご存じでしょうか。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 大変申しわけございませんけれども、ちょっと存じません。

○議長（正木 武君） 4 番小高議員。

○4 番（小高芳一君） 平成23年10月25日に出されたものでありますけれども、この中に、農地の集積の基本的な考え方が載っています。平地では20町歩から30町歩、中山間地域では10町歩から20町歩、これを基本的に5年間で推進していこうということであります。閣議決定もされているようでありますけれども、こういう流れに沿って、多分国はいろいろな施策を打ってくるし、農地の集積というのはもう絶対やっていかなければいけない方向だと思っています。ここで、大多喜では10町歩20町歩の単位だということなんだろうと思います。先ほど戸別補償の話をしましたけれども、大体10町歩あれば、去年の試算ですと300万円所得が来るわけですね、10町歩まとめると。そうすると、ある程度所得が確保されるという部分があって、それが20町歩になればその倍ということで大型になればなるほどある程度メリットが受けられて、その中で収入が確保できるという部分がこれがあるわけです。だから、こういう多分流れになっていくだろうし、これからも、今も実際にそうですね、基盤整備、最高で95パーセントの補助があって、さらに上乘せというのは、農地を集積するとそこからまた何パーセントと、基盤整備もほぼ九十六、七、八パーセントも国が見て、みんなやってあげるよというような方向。ということは、逆に裏を返せば、価格はそんなに、やっぱり競争にさらされるんだよという意味合いがある話であって、これからの農政の中では、この集積に対して相当いろいろな部分で補助金が出るだろう。

それで、次の質問なんですけれども、こういうことをとらえて、やっぱり今からそれぞれの地域で計画をつくってやっていくべきだろうというふうに思います。前に一般質問をしたときに、1つの集落の中でどのような形でやっていくか、例えば個人でやるのか、その組合なり集団でやっていくのか、あるいはよそに委託を全部やるのか、これを町長、個人でなかなかできないんですよ。個人でやると、やっぱり1つの集落というか、1つの農場にならない。こちらへ飛んだりあちらへ飛んだり点在してしまう、個人で面積を広げようと思うと。

それは、ですから行政が間に入ってある程度まとめて、計画づくりをやってあげるべきだろうということで申し上げたんです。その地域に合ったやり方もあるだろうし、私は農業やりたいよという人が何人かいれば、それを度外視してやることはもちろんできないだろうし。

大多喜町はいち早く基盤整備をやりました。その情熱があれば全然この辺の農地の集積なんて、やる気さえあれば全然問題ないと思うんですね。やっぱり町長からの指導というか指令でこうやってやるんだよということを、やっぱり町を挙げてこの集落営農といいますか、農地の集積を図って、それぞれの地域の中で補償はされるというような部分がこれから戸別補償の中でなってくれば、何とかやっていけるのではないかなという思いがあります。今回の質問は、この農地の集積をしっかりと計画をつくりながら推進していったほしいという部分でありますけれども、町長、ぜひそういうことで進めるというような答弁をいただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまの質問でございますけれども、大変その考え方につきまして私は私も同感かなと思っております。特に、こういう組織をまとめていくということにつきましては、なかなか個人では難しいなと思います。そういう意味では、いわゆる公といいますか、行政の役割というのはそこにあるのかなと思っています。そういうことで、これから国全体の動きというのを見きわめなければなりません、それらを見きわめながら、やはり公としての役割というのはしっかり果たしてまいりたいと思います。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 先ほど申し上げましたけれども、県との協議の中で農家の現状と意向、要するに集積を受けまして、出して受けての意向調査をしようというお話もしてございますので、これは将来的には実現すると思います。それと、先ほどお話しされました10町歩と20町歩、あとは20町歩と30町歩の集積ですけれども、小高議員さんがお話しされましたことは承知をしております。それにつきまして国も補助金を、集積について補助金を出すというようなことも言われております。大変失礼いたしました。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 行動計画の内容そのものがもうそういうふうに行こうということでもちろん承知はしているんだと思います。細かいほかの部分を見たかということでちょっとやられたんだと思いますけれども、内容的には本当にそういう方向で行って、行くしかないだろうと私も思っていますので、この議論だけではなくて次に、もう大分前にそれは進めるべ

きだと言ってもう何年もたっている話ですから、ぜひしっかりと対応をお願いしたいと思います。

時間のほうがありませんので、次に、たけゆらの里大多喜の経営につきまして質問をさせていただきます。

有限会社たけゆらの里大多喜が発足して11年、その前に4年間は組合と町の管理でやっていました。ですから、もう15年ということになるかと思います。目的は農業振興、そして地域経済の発展、そして私は前から申し上げているんですけれども、もう一つそこに大きな効果があるというのは高齢者の生きがいの問題であります。あそこで品物を販売して、売れて、それがやっぱり活力になる、こういう部分はあるので、農業振興とともに福祉の部分でも大変重要な施設だということで前から申し上げているんですけれども、その施設が最近ちょっと、お客さんはそんなには変わっていないんですけれども、売り上げは落ち、法人の経営自体もちよっと悪くなっているように見受けられます。当初から、あれをやったときはもう本当に勢いがよくて、周りじゅうはまだ直売所がなくて、本当にお客さんがどんどん前年比30パーセント、40パーセントと伸びているときでありましたけれども、その後いろいろなそばでもう直売所ブームになって、乱立していきました。このままだと競争になるし、本当に次の手を打っていかなければいけないよとずっと申し上げていたつもりでありますし、そういう危機感も皆さん持っていたはずなんですけれども、一向に改善されなくて、現在の状況になってきているというふうに思います。

まず最初に、現在のこの経営状況をどのように認識しておられるのか伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） それでは、たけゆらの里のご質問でございますので、また私のほうからちょっとご答弁をさせていただきます。

今、小高議員さんのほうからたけゆらの設置目的につきましてはお話があったとおりでございます。平成18年4月から、地方自治法に基づいた町の指定管理者制度に基づきまして指定を受けて、現在はたけゆらの里が管理しているというような状況でございます。

それで、ご質問によりますと、現在の経営状況をどのように認識しているかということでございますが、冒頭申し上げましたとおり、平成18年4月から指定管理者としての指定を受けて受託をしているわけでございますけれども、経営状況につきましては、平成18年度、たけゆらが指定管理を受けてから、受けたのが18年ですから、18年度の経営なんですけれども、それが、当初、町の寄附金はその当時18年度には3,000万円というような大きな寄附金をち

ようだいしてございます。それを含めると、3,000万円を控除する前の純たる利益につきましては3,411万余りであります。それで、その後は年々利益も減少しておりまして、昨年度、平成22年度の決算では町への寄附金が1,002万円ということで、寄附金のほうもやはり経営状況に応じた中での減額というような状況になってきております。そういうことで、22年度は1,155万円余りの利益という形になろうかと思いますが、平成18年度のピーク時と比較しますと、約34パーセント程度の落ち込みとなっている状況でございます。また、本年度も3月11日に発生しました東日本大震災の影響を受けまして、震災後の観光客の減少、また買い控えというようなこともございまして、非常にその客足の伸びも少なくなってきたということで、3月以降は厳しい経営をしていたというふうな状況でございます。ここに来てようやく客足のほうも伸びてきたところでございますが、4月から11月までの状況を見ますと、入り込み客の数も前年の約90.3パーセント程度ということで、約14万151人というような数字は持っているんですけども、また、各部門ごとの売り上げも前年平均約78.8パーセントぐらいの落ち込みがございまして、また、売り上げ額にしても前年平均の約90.4パーセントぐらいの減額というふうな状況になっております。ですから、このような状況が続きますと、数年後にはさらに厳しい経営状況となることが予想されますので、今小高議員さんがおっしゃいましたけれども、農林水産物の品質管理、これは非常に大切になってくると思うんです。

今の、最近、23年度の県内の農林水産物の直売所が何箇所あるかというような調査があったんですけども、それを見ますと、県内で約233か所か232か所というような直売所があるようでございます。当然そうしますと、どこに行っても直売所があるというような状況になってきますので、やはりいい品物を安く提供するというのが基本になってくると思います。ましてや、今のたけゆらにつきましてはその農林水産物の販売が主になっておりますので、そういう面で見ますと、その品質管理、また作付の、一度に同じ時期に同じものを一緒に皆さんが出してしまうと間があいてしまいますので、やはり作付の時期をずらした中で安定的に販売物を提供しているということも必要ではないかと思っております。それとあとは、やはり商品のブランド化というんですかね、やはりこういうブランド化もある程度していかないと数多くある直売所の中で勝ち抜いてはいけないんじゃないかなというような今感じを持っております。

それと、あとは農林水産物もそうなんですけれども、ある意味、一つに郷土料理部門、これは食堂なんですけれども、これは比較的安定的な経営をされております。ここに来て新たに、猪肉を使った猪肉のチャーシューを使ったラーメンなんかも新たに開発をして取り組ん

であります。ですから、そういった面で新たな食堂部門でのメニュー化だとか、そういったものを研究しながら経営のほうもやっていければというふうに思っております。

それと、あと1点は、ご存じのように平成25年には圏央道が開通になります。そうしますとかなり、圏央道を利用しての勝浦方面に観光客がふえてくるのではないかと思いますけれども、それで観光客の入り込み数もある程度期待できるのではないかとということで、それらも期待をしながら今後また安定的な経営に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） その経営内容については今お話ありましたが、大分落ちているという認識があると思います。そして、その対策として品質、そして値段、定時定量、料理部門での開発、それから圏央道の影響というようなことで対策のようなことを言われましたけれども、このような感じで改善されるのでありましょか。もう少し詳しく分析をさせていただきたいと思います。

農産物、そして郷土料理、乳製品、このそれぞれの売り上げと利益、それから人件費がちょっと今までにもらいました資料から見ますと、16年は3,150万円から22年は4,217万円ということになって、人件費のほうが大分上がってきています。上がることはいけないということを行っているわけではなくて、これをやっぱりしっかりと支えるにはそれなりの利益を出していかないと支え切れないわけですから、そのためには、今副町長がおっしゃられたような対策で果たして大丈夫なんでしょうか。今言いましたように、ちょっともう少し詳しく分析の結果をお願いしたいと思います。

○議長（正木 武君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） それでは、経営の分析ということでございますが、これはなかなか非常に難しいものがございますけれども、各部門ごとの売り上げ状況と利益ということでございますが、また人件費の推移というようなご質問でございます。

まず、農産物の部門でございますが、この部門につきましては、生産者からの売り上げ手数料収入及びたけゆらの里の仕入れの販売物品の販売額を含みますけれども、平成18年度から平成22年度までの平均で純売上高は約5,393万円余り。これは、5,393万円というのは農産物の手数料ですので、販売額とはちょっと違いますけれども、これには生産者からの売り上げ手数料が平均約3,866万円余りが含まれております。これに対する仕入れですとか人件費、償却費、光熱費などの販売経費を控除した営業利益の平均額は2,645万円余りという状況で

ございます。ただし、平成22年度の実績を見ますと、純売上高は過去5年間の平均値より約7パーセント減っております。5,017万円余りと売上高が減少傾向にあるという状況でございます。

次に、郷土料理部門でございますけれども、同じく平成18年度から平成22年度までの5年間の平均売上高は3,820万円余り、営業利益で1,179万円余りという状況でございます。この郷土料理部門の売り上げにつきましても。

（「ちょっと時間がありません。簡潔で結構です。細かなくて」の声あり）

○副町長（鈴木朋美君）　そうですか。

ということで、これも郷土料理部門につきましては、現在4,518万円ぐらいの売り上げでございます。これにつきましては先ほど申し上げましたけれども、新規のメニュー化だとか今後つくって、売り上げを伸ばしていけるというふうに思っております。

それと、あと乳製品部門でございますが、これはここに来て機械が故障してきたりなんかしていますので、大分稼働率も非常に弱くなってきております。機械のほうもこれを直すとかかなりのお金もかかるということで、機械のほうはちょっと修理をしないで、ちょっと乳製品についてはこれからどうしようかということを検討しようということで現場のほうと話し合っているところでございます。

以上でしたが、簡単に、答弁漏れがありましたら、ちょっとご指摘いただきたいんですけども。以上です。

○議長（正木 武君）　4番小高議員。

○4番（小高芳一君）　大変申しわけありません。ちょっと時間が大分なくなってきましたので、少しこちらのほうを飛ばさせていただきたいと思うんですけども、ちょっとここで、今分析で申し上げておきたいのは、イノシシの肉の販売については今まで農林課がやっていたのを交流センターに渡しました。私は反対、それはだめだよということでやった経緯があります。結局、行政でやってうまくいかないから民間の利益追求でやるんだと言って、果たして、今ここでお聞きしたかったのは、イノシシのそういう販売なり施設を持つことが相当負担になっているんじゃないかという部分を、本当に改善をされて、この前行政で言われたようにうまく行くのかどうか。反対したときの理由は、行政でもっとやることがあるだろう、行政でなくてはいけない集めることも、ある意味補助金を出しているんだから、その中である程度量も確保できることもセットでやればできるんじゃないかと、それをそのまま渡し

てしまって大丈夫なのかな、たけゆらの経営が悪化しないのかなという心配がありましたので、ちょっとその状況について答弁をお願いしたいと思ったんですけれども、多分そんなに稼働はしていないだろうし、ここまでイノシシを販売をしてやるだけの労力を、技術もきつと持っていないんだろうと思います。この辺もぜひ負担にならないように、多分職員もふえていないようであります。人件費を聞いた部分は、平成16年には14人で、22年は16名になっています。臨時も含めての話でありますけれども、その中での対応というのはちょっときついんだろうなという部分があります。

そして、次に、ちょっとこれだけは聞いておきたい、この部分は聞いておきたいんですけれども、交流センターの目的、当初できた目的というのは経済活動だけではなくて、経済活動といえど大きい意味でそうなんでしょうけれども、都市と農村を結ぶ情報発信の基地だという位置づけでやりました。その部分がこれからの農業振興に大きくかかわってくるんだろうなという思いで、本当に当初の目的は達成されているのかどうか。

それから、これは法人になるときに、町と約束、生産者と約束ではないんですけれども、法人は売ることに全力を傾けてやるから、組合員はつくることを全力でやりなさいというすみ分けをしたんですね。当初は組合運営だったんですけれども、会社に任ずというようなその部分が一つありました。雇用の部分もありましたけれども、その部分があつたんですけれども、今副町長が言われました、例えば、品質をいいものをつくれ、安くつくれ、定時定量で持ってこい、会社の努力が全くない、私に言わせれば。前の日に、きょう出したものがあしたになるとみんな半額のシールを張られる。張ることはいい。その前にその日に来たものは全部売る努力はしていないじゃないですかということを言いたいんですけれども、そういう努力といえますか、販売努力は本来の目的といえますか、そうやってやったことの大きな一つはそこにあるんですけれども、そういうことはやられて、販売努力はされていますでしょうか。

○議長（正木 武君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 今の農林水産物の販売努力をしているのかというご質問でございますが、確かにあの施設は都市と農村の交流施設というような形の中で、農業の振興ですとか観光振興を図るというような目的で、あとは農林業の資材だとか工芸品、食料品などの販売を主たる目的ということでしているかと思います。ただ、しかしながら、今現状を見ますと、やはり国道297を使って道の駅があるということで、あそこに寄っていただいて、どちらかを主といえどそういうあそこを通る方を主としたその営業といえますか、そういうのが主に

なっておりまして、しかしながら、それ以外にあそこで農林水産物を販路を拡大ということと取り組むには、かなりやっぱり人的なこともある程度確保しないとやっていけないと思います。それにつきましては、やはり法人としての経営規模もございますので、今のところは私の考えとしては、国道297を利用する観光客というんですかね、そういう人たちを主とした生産物を販売できるような方策、そういったことを考えていかなければいけないのかなというふうに考えます。それで、新たにあそこを主体としてどこか販売するというふうになると、今言ったように、ある程度人の手も必要になってきますので、当面はやはり国道を利用したお客さんを中心とした考え方でそういう販売を拡大していくというふうな考え方になっていくのではないかと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 小高議員は時間が切れましたので、小高議員に対して町は一生懸命やってくれるようにお願いして、質問を終わります。

残念です。

○4番（小高芳一君） 何分前と言ってくれば。まだ二、三分あるんじゃないの。

○議長（正木 武君） ないんです。さっき32分やりましたので。すみません。よろしくお願いします。

◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（正木 武君） 次に、1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 私も前回時間がなくて大分残りましたので、前回に引き続いて、まず、小中学校の統廃合について伺いたいと思います。

実は、12月5日の千葉日報に、千葉県で一番小さい学校が廃校になったという記事がありました。読んでみたら私の母校でした。生徒数が10人になって隣の町と合併すると。すごく寂しいものです。それで、その対策なんですけれども、ただすぐに学校の跡地をどうするというのではなくて、当分の間は休校という形で様子を見るとありました。また、その前のテレビなんですけれども、愛媛県の離れ島でだった一人の小学6年生が今度の3月に卒業すると児童は全くいなくなってしまう。でも、そこも廃校ではなくて休校だと。私が9月議会で調べさせてもらった九州の中津市の場合は、やはり3人くらいの子供がいるんだけど、今は隣の学校に行くけれどどうなるかわからないので今のところは休校です。教育委員会はそう言うておりました。学校が1つつぶれるというのはその地域での教育力、子育てができ

る環境がなくなっていくわけですから、これは大変なことです。

老川小学校の場合、前回の質問では、分校という形でも残さないというふうな答弁の内容でしたけれども、せめてこれから先どうなるかわからないのですから、しばらくは休校という形で親たちの希望あるいは状況の変化により、やっぱり老川小学校が復活する、再建できるという余裕というか、含みを持たす措置が考えられないかどうか伺います。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 統廃合について、一気に廃校とせずに、分校や休校で様子を見ながら進められないかというご質問で、先に分校という言葉がありましたのでその部分について、前の答弁と重なるかもしれませんが、まずお答えさせていただきます。

○1番（野中眞弓君） 時間がないから、分校についてはいいです。

○教育課長（高橋啓一郎君） はい、わかりました。

前の答弁で、やっぱり子供の育成には、児童、一人一人の生徒に最も身につけてもらいたい「生きる力」をはぐくむ上で、集団で学徳を磨く場面がどうしても必要だということで、分校については、学校の名前がなくなっても実際クラスの人数が変わらないので、教育委員会としましては、人数がふえるように統廃合の方法によるということをお答えさせていただきました。

きょう、新たに休校ということでご質問をいただきました。よその町でもそういう休校の例が多々ありまして、実際には補助金を使って学校を建てているケースが非常にあります。また、自主財源分についても起債を利用して長い年月を使って償還するわけなんですけれども、廃校しますと、一括で返還することが起こります。その対応策として休校とする選択をしている町が非常にあることも事実だと思っております。まさに、それから、あと地域としまして、とりあえず1回計画を立てたほうに進んでみて、これからの様子で子供たちに対して新たに、事によったらまた学校は必要になるかもしれないという考えの町もあろうかと思えます。

先ほど、跡地の話について大多喜町の状況はまさに今検討しているところだということを話させていただきましたけれども、休校の可能性についても一つの可能性としてこれから検討に入れさせていただきたい、このように答えさせていただきます。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） できれば本当に地域の学校、その地域をよく知る人間を再生産するということで、できるだけ徒歩で行けるような学校をつくって守っていききたいなという思いが

あります。

それから、「生きる力」と言いますけれども、「生きる力」は競争ではないと思うんです。人間が自分という存在に誇りを持ったときに、私は本当に「生きる力」が生まれてくるんだと思います。それには、学校の規模というのは第一義ではないということを申し添えて、次に移らせていただきます。

これも、町内交通整備についても前回全く触れられなかったところですので、またよろしくをお願いします。

外出支援だとかスクールバスだとか路線バスへの援助だとか、いろいろな交通関係への施策が行われていますけれども、これを一括してシステム化して、同時進行で進めたいという話を小耳に挟んだことがありました。その進捗状況がどうなっているのか、まず伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 町内の交通整備、町内交通網の整備についてのご質問でございます。

町では、総合交通輸送体系の検討会を立ち上げております。現在までに3回の関係7課の担当者による会議を開催をしております。担当者会議の中では、現在実施しておりますタクシーによる外出支援サービス、2保育園の送迎バス、西畑地区の通学支援バス等、また今後計画されております学校統合を契機に運行を予定しております通学バス、また、買い物、通院、公共機関等への外出支援の巡回バス、また予約して乗り合うデマンドバス、乗り合いタクシー等についての報告と検討をいたしておりました。

また、会議では、平成25年4月に予定をしております老川小学校、西畑小学校の学校統合に係る通学バスについての検討を進めてまいりました。通学バスについては当初、いすみ鉄道や公共交通機関であります小湊バスに接続する計画で検討いたしましたけれども、登校時間とか鉄道、バスの通行時間とか、運賃等を考慮いたしますと、接続しての運行は大変厳しいものであると結論づけております。

また、通学バスに児童、生徒のみでなく、一般の住民も乗せられないかと、また、保育園バスと通学バスを共用できないかという検討もいたしましたが、いずれも難しいものでございました。

現在、通学バスの発着時間、また本数、経路等を検討し、また日中の空き時間に巡回バスとして老川、西畑地区の外出支援に活用できないかの検討を進めておるところでございます。

総元、大多喜、上瀑地区においても、外出支援バスの運行経路の検討を進めておりますけれども、官公庁や駅、病院、また集合店舗等が大変分散をしておりますために多数の経路が必要となることで、全体を網羅することは経済的にもかなり困難な状況でございます。

今後におきましては、近隣で実施しておりますいすみ市、勝浦市、長南町等に聞き取り調査をするとともに、有効な補助等があるかどうかの確認もいたしまして、小中学校の統合計画を踏まえて、可能であれば既存の交通機関を活用をいたしまして、かつ需要が多くて利用頻度が高いと思われる路線のバス運行を慎重に検討してまいりたいと考えております。また、圏央道の開通に合わせました高速交通網に接続する町内の連絡バスについても協議をしております。

検討につきましては、24年度にも継続して行いますが、実施については現在はまだちょっと未定でございます。今後においても報告をさせていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 今のお話ですと、25年度から事業が始まるように計画中、検討中だということなんですけれども、当初、私が小耳に挟んだときには24年度からという話だったと思うんですね。それが、西畑、老川小学校の統廃合の問題が、行政から言うと1年先送りになったということで25年ということでしょうか。そのほかの、例えば、今その下の3番とのかかわり合いがあるんですけれども、外出支援サービスについては早急に改善ができるのではないかと、しなければならぬのではないかとこの状況があると思いますけれども、同時進行ではなくてやっぱりすぐに取り組むところ、取り組まなければならないことについては、その部分だけ前倒しで実施するという柔軟性という考えはありませんか。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 全体の同時的な開始がおくれる場合に、実施可能な分野からの個々に進める考えはないかというご質問だと思います。小中学校の統合計画の進捗を見きわめて、通学バスの運行から始めたいと考えております。

また、その中では、先ほどの外出支援サービスの話もあろうかと思います。その中では、今、やはり外出支援サービスがドアからドアへまでのかなり最高のサービスを受けていること、また巡回バス等の停留所までも行けない要介護者もいること、また、乗り合いタクシーの時間とか行き先、住居等の関係で、デマンドバスや乗り合いタクシーの予約が利用者のニーズに合うかどうか、その辺がちょっと多くの問題で、それがすぐに外出支援サービスの削

減になるかどうかというのが、ちょっと非常に今検討課題の中でも難しい部分に入っております。

それで、一応全体を一気に進めるのではなくて、やはり需要が多くて利用頻度が高いと思われる路線を選択しまして、試験的なバスの運行を進めていきたいと考えています。同時進行でやって、大きく広げてしまって縮小するというのは非常に難しいので、実際に動かしてみ、それがどのくらい住民の方のニーズに合うのかどうか、また利用されるのかどうか、その辺を現在の外出支援サービスと並行して進めることによって、どちらを住民の方がご選択になるのか、また、バスのほうが実際に年間1台動かせば約1,000万円ぐらいかかりますので、どの路線を選択して運行したらいいのか、それがどのくらい外出支援サービスの削減につながるのか、どこのバスが、あそこも走るのならうちのほうも欲しいというような例えば要望がでるのかどうか、その辺をちょっと見きわめて部分的に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） それはそれでいいと思います。

それで、高齢化が進む中で、今おっしゃったようにドア・ツー・ドアというのは必要なことだと思います。経費の削減と住民の利便性、両方追及していただきたいと思います。

それで、3番目ですけれども、今実施されている外出支援サービスですけれども、西畑、老川地区でタクシー確保が困難になっておりまして、奪い合いというか、あるいはどうしても車両が確保できなくてタクシー会社の従業員が自分の車でもって無料で送迎をしているという場面もあるんだそうです。あったんだそうです。私もたまたまお医者さんに行ったら知り合いの方がいて、やっぱりタクシーの取り合いになっちゃってと言う話で、私は知っているもので送っていったりするんですけれども、かなり深刻なんですね。それで、早急にこの問題について改善する考えはないでしょうか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） それでは、健康福祉課担当のほうからお答えさせていただきます。

外出支援サービスは町内にある2社のタクシー会社に委託して実施しております。西畑地区にあるタクシー会社の車の台数が減少したために、この地域の方々に大変不便をおかけしております。1人の利用者がどちらも利用でき、また往路と復路で異なる会社が利用できる

ように２社のご理解をいただくことができましたので、今後早急に改善を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） １番野中議員。

○１番（野中眞弓君） 確認します。

今考えている改善は、今まで１社でしか使えなかったものを両方の会社でどちらでも使えるようにするということですね。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） そうです。

○議長（正木 武君） １番野中議員。

○１番（野中眞弓君） それともう一点。１台に対して１人でしか利用できないというような、これは非常にもったいない話で、当面相乗りということも進められないでしょうか。前から言っていることですが。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 相乗りにつきましては、１社につきましてはご理解をいただいております。もう一社につきましては検討させていただきたいということで、今お返事をいただいております。町のほうとしましては、自己負担金が２割と３割というそれぞれの所得状況による負担割合の違いがありますので、その辺の解決がお客様の間でスムーズにいくように取り計らいながら、もう一社のほうのタクシー会社のご理解も得ていくように努めてまいりたいと思います。

○議長（正木 武君） １番野中議員。

○１番（野中眞弓君） では、その方向でやっていただきたいと思います。それにしても、例えば、老川とか西畑の奥のほうから町なかまで出てくるには負担が多いので、町なかの人はそのまま最低の料金で行けて、その２割だ１割だというのは都会のバス並みの料金でタクシー、外出支援ができるけれども、西畑、老川方面の高齢者にとってはかなり負担は大きいので、その辺の解消も含めてよりよい検討をお願いしたいと思います。

その次、３番に行きます。小児インフルエンザ予防接種助成についてです。

昨年度まで新型インフルエンザの接種に対する助成がありましたけれども、それもなくなりました。子供のインフルエンザの予防接種は２回行われなければならない、夷隅郡市では標準的な医師会の申し合わせだと２回で６,０５０円と聞いております。若い保護者にとっては１

人、2人、3人と、最近3人兄弟というのもふえてきているようで、かなり高額になってしまいます。今、高齢者に対しては1人2,000円の助成がありますけれども、高齢者同様町独自の助成制度をつくる考えはないでしょうか。本来ならば国がやるべき問題なんですけれども、それを穴埋めをするという形で独自の制度をやっていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） インフルエンザは予防接種法により2類疾病に分類され、個人の発病、重症化防止に比重が置かれています。市町村長は、65歳以上の高齢者とそれから60歳から65歳以上の心臓、腎臓、呼吸器及び免疫機能に著しい障害のある方に対してインフルエンザの予防接種を行うことになっております。これは定期予防接種として行うことになっております。本町においては、毎年1回限り2,000円を町が負担して委託医療機関で個別接種を行っており、高齢者以外の方につきましては任意接種となっております。現在、国ではワクチンで防げる病気は積極的に予防接種を行おうとする先進国の流れを参考に、小児の予防接種のあり方について検討中であり、今後の予防接種制度の中の位置づけにより、インフルエンザ予防接種の体制を考えることが望ましいと思います。

また、インフルエンザはほかの任意予防接種より比較的安価な料金で行われておりますので、このようなことから現状では助成を考えておりません。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 1人の子供にやっぱり6,500円というのは決して安価ではありません。もちろん予防接種そのもの、ほかのワクチンは万を超えるものが多いですね。ですけれども、やはり若い人たちにとっては決して安いものではありませんし、子育て支援で子供1人病気、インフルエンザなんかになってしまうと、親は仕事を休まなければいけない、ほかの子と隔離しなければいけない、大変な問題がお金以外のことで起こります。ですから、子育て支援を標榜する飯島町政としては、郡内他市町村に先駆け子供のインフルエンザ予防接種への助成を実施していただけないでしょうか。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） なかなかお金のかかることですから、今健康福祉課長が答えたその答えを私も同じように支持したいと思います。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 6,500円を安いという感覚は町民には理解できません。そのことを考

えておいていただきたいと思います。

4 番目にいきます。

やはり予防接種なんですけれども、子供の3種ワクチン、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン、それから子宮頸がんワクチン、それから妊婦健診14回分、これ国がやりますよと言ったのでやるのかと思っていましたら、今年度までの時限措置でした。一度やり始めたことをこんなふうにするのかとあきれているところなんですけれども、一度やったことを、始めたことを中断するというのは非常にやりきれないものがあります。今、この件については検討するというのが国の姿勢だと思いますけれども、万が一国が見送った場合、町独自でこの3種ワクチン及び妊婦健診についての助成を実施する考えはありませんか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 3種ワクチンと妊婦健診の助成の関係ですが、子宮頸がん、ヒブ、小児肺炎球菌につきましては平成22年、23年度に行われている子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金というものにより、先ほど野中議員さんがおっしゃったように、国が2分の1、町が2分の1の割合で全額公費負担により行っております。妊婦健診については、14回の健診のうち9回分は妊婦健康診査支援基金事業により国と町が各2分の1を負担し、残りの5回分は町が負担をしております。

9月に行われた参議院予算委員会において、厚生労働大臣は次年度も引き続き3種ワクチン接種と妊婦健診を継続する方針を示しております。これを受けまして、本町におきましても、継続実施に向けて新年度予算において盛り込んでいくように協議をする方針でございます。また、万一国が見送った場合にも、現状の負担割合を継続する方針でございます。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 今の流れとしては国はやる方向でいると、もしも国が見送った場合は町の持ち分だけ、今出している町の持ち分だけは継続するということですね。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） はい、そのとおりです。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） その次にいきます。

放射能対策についてですけれども、前回、町で買った放射能測定器で希望者とか希望するところをはかってくれと言ったら、議会では余りいい返事ではなかったのですが、その後担当課との話や町長との話で希望者があつたら町の職員が行ってをはかるという約束をいただき

ましたので、それは広報などにきちんと掲載して、町民の不安を取り除いていただく努力をしていただくのを前段で要求しつつ、以下について伺います。

今回は、食品の放射能測定器の問題です。家庭菜園大丈夫だろうか、市場に出すものは市場でチェックしたりするするんですけれども、こういう農村地域では市場に出回らないものが手に入るわけで、そういうものの内部被曝への不安解消や風評被害回避のため何としてもやっぱり欲しいと思います。11月に明治乳業の赤ちゃん用ミルクから放射能が検出されたのも、民間の計測によって調べてみてはという啓発があって、それでわかったわけです。ですから、住民が、あるいは民間レベルが事細かく放射能をはかっていくというのは放射能の問題、セシウムの場合30年あるわけですから、きょうやあしたに解決するという問題ではないので、町が長期間にわたって住民の健康に対して不安を取り除く努力をするというのは必要だと思います。ぜひこの放射能対策、食品の計測器を購入していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（正木 武君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 放射能対策についてということで、まず初めに、町で食品の放射能測定器を購入し希望者の便宜が図れないかのご質問でございますが、県が主体になり野菜の主な品目について定期的な放射性物質検査を実施しております。当町においては、ホウレンソウ、タマネギ、ミズナ、ブルーベリー、ナス、キュウリ、米、カキ、ソバ、ジネンジョ、白菜、最近では大豆ということで検査を行いました。財団法人日本食品分析センターまたは財団法人食品環境検査協会で検査を実施しております。大体1検体2万5,000円ぐらいかかるということです。野菜類の暫定規制値は放射性汚染、これがキログラム当たり2,000ベクレル、放射性セシウム、これはキログラム当たり500ベクレルとなっております。

4月21日に採取いたしましたホウレンソウ、これは横山地区ですが、汚染131がキログラム当たり38ベクレル、セシウムがキログラム当たり62ベクレルと数値が検出されましたけれども、規制値以下でありました。そのほか野菜類は、11月28日採取分までの検査では「検出せず」の結果となりました。

これらのことから、当町では対象品目の検査結果において安全性が保たれていると認識しておりますので、町として食品の放射性測定器を購入する考えはございません。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 町内で取れたものだけではなくて、私たちの食生活というのは町内で

取れたものは、割合のほうは、町外から入ってくるものより多いのではないかと思います。先ほどのミルクの件もそうですけれども、大丈夫だとメーカーは言っている。それを実際はかってみたら検出した。放射能が出た。そういうものはこれからあるだろうと思うんです。怖いのは、それ1個ではなくてすべてのものが中に総合的に蓄積されることですよね。個人で買えばこれは安くても200万円を超えるもので、できない。今おっしゃいましたけれども、きちんとした分析センターに出せば1件2万何ぼかかる。これは個人では対応できない問題です。ですから、町が住民の不安を取り除くというのは大きな仕事ですから、やっていただきたいと思います。やってください。それから、国のほうはやっぱり自治体が対策をとりやすいように、私のところにそういう交付金が出るという資料が届いたのは11月の後半だったんですけれども、消費者関係の地方消費者なんとかなんとか交付金というので、本当は今年度の末までの交付金なんだけれども、放射能測定器などの希望者があれば1年先延ばししてというのがありました。それからもう一つ、学校給食のほうは若いお母さんたちはまた心配だと思いますけれども、学校給食関係でやはり国が交付金を出すと。ただ、それは1県につき、1県というのはワン・プリフェクチャーです。1県につき5台までだということなんですけれども、国のほうは国民のそういう放射能への不安を取り払うということで、ぼちぼちと小出しですけれども補助金を出してきているわけで、そういうのを利用する、あるいは手を上げることによって施策が充実するということもあると思いますので、大多喜町の農業振興と大多喜町のものは安心だよということを安直に発信できるためと、それから住民の日々の食の安全への不安解消のためにやっぱり購入すべきだと思いますが、どうでしょう。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほど課長のほうから答弁がございましたけれども、現在町の産出されている農産物につきましては、先ほど報告のあったとおり検出されない。若干1点は、ハウレンソウにつきましては検出はされましたが基準値内ということで、全体的には検出されておられません。そういうことで、町内の産物につきましてはそういうことで安定しておりますので考えておらないのですが、先ほどの中で、町内以外のところから持ってくるほうが多いではないかということでございますが、この町外から町に入ってくるものにつきましては、やはりそれぞれの産地のところで検査するのが普通であろうかと思います。その辺につきましては、我々はこれから県あるいは国のほうにやはりしっかりと要望しながら、しっかりやってくださいということで要望してまいりたいと思います。そういうことで、町だけで考えていきますとやはり安定しておりますので、機器の購入のほうにつきましては今回見送らせ

ていただきたいと思います。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 夷隅郡市に 1 か所ぐらいそういうのを共同でやるという考えはありますか。

それからもう一つ、これはもともとは東電が責任を持たなければならない問題だと思うんです。それで、御宿に東電の海洋生物研究所という研究施設があります。これはまさに原発絡みのことで、原発から出る温排水に含まれるその放射能の影響がどのくらいあるかということ調べる施設なんだそうです。そういうような施設を地域に開放させて、東電が住民の不安解消に責任を持つという仕事を、東電に責任を持たせるという仕事をする考えはありますか。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） なかなか質問が難しく、ちょっと私も理解が難しいんですけど、とりあえずまず全体の今の状況を考えますと、福島第一原子力発電所から今漏れ出しているということは今ないようでございます。非常に安定をしてきて、今冷温停止という方向に宣言もされるということでございますので、全体的に空気中に放射性物質が飛散するという状況がおさまってきている状況の中でございます。ただ、先ほども言いましたように海水につきましては、実は海にかなりの量を排出していたということで新聞報道もありました。ということで、海洋についてはそういった問題があるかと思いますが、大気中につきましてはもう既に冷温停止に入る段階に入っております。ということで、これからさらにふえるという状況ではないと思いますので、先ほど言いましたように、食品の検査の機器につきましてはやはり県あるいは国に要望していきまして、検査回数をできるだけ多くやっていただくようにして、より地域住民の皆さん方には安心してできるようなそういう検査体制を要望してまいりたいと思います。東電の件につきましては、これは私どもが直接はなかなか難しいと思います。やはり県を通じてのものでございますので、それらも含めまして、やはり県に要望しながら進めていきたいと思います。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 飯島町長らしくない弱気な発言だと思うのですが、1 万人を超す町民の健康を預かる町長として、やはり身近にある放射性物質をはかる研究機関があるのだから、そこで地域エゴミみたいな形ですけども、夷隅郡市のそういう食品なりに含まれる、あるいは土壌検査だとか食品検査だとかやってほしいとそういう要望を県を通じなければならない

のではなくて、やっぱり地元の自治体の長として、私はやっぱりやるべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは先ほども申しましたけれども、やはり原発が爆発事故を起こした直後であればまたそうなんです、もうここに来ますと、相当今冷温停止というように安定してきている中で、大気中に放出されるケースが非常に少なくなっています。それで、当初から思いますと、検査のほうにつきましても相当スピードアップしております。そういうことです、もし要望があればどんどんそれは県のほうにお願いして、検査を1週間に一遍やはり受け付けておりますので、その要望事項につきましてもまたそれを検査していただきますので、町として単独でやるというのはやはり、この検査の数値というのがやはりある程度確かなものでなければいけないと思うんです。それが安易なもので測定することによってその数字がひとり歩きしますと逆の面でまたそういう風評被害になりますので、やはりきちんとしたところで検査すべきものであろうかと思っています。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 安易であろうと何であろうと、とりあえず心配な数字が出たらそれはまず、それは一つの事実なわけだから、そういう数字が出たときにはきちんと行政が責任を持って正確なところで検査をするという、それが民間の人たちが望んでいることだと思うんです。できるだけぽつんぽつんではなくて、できるだけ詰んだ検査、地点での検査をしてほしいというので、町長の安易な数字がひとり歩きをするのが怖いというのは、それは住民の気持ちとは離れているのではないのでしょうか。ただ、本当に農業に携わっている方でそれをなりわいにしていられる方は怖いという、出てしまったら怖いという、今の段階でもちょっとでも出ればみんなすごくまだナーバスになっているから、風評被害でもってもう生活に直結するという心配がありますけれども、でも、これから先の健康状態のことなんかを考えたときには事実をきちんと把握するということが必要なので、住民の不安を取り除くという立場に立ち切っていただきたいなと思います。何か、この間3月からずっと住民の希望は町政に届いていないというか、何か放射能に対してかなりのうてんきではないのかなと思えるような気がします。もっと神経を使ってもいいのではないのでしょうか。

次にいきます。

介護保険制度の問題です。今の時点では、介護保険についてかなりあわただしい空気の流れがあると思うんです。ことし6月に介護保険法が改定され、来年度から介護保険の内容が

変わっていきます。それと、来年度は介護保険の報酬と医療のほうの診療報酬が同時に改定される年度です。それから介護保険料も3年ごとの改定で変わっていきます。そういう中で、野田政権はさらに社会保障と税の一体改革の一環として介護保険のさらなる改定を通常国会に提出しようとしています。このように制度が大きく揺れ動く中で、町としては来年度から3年間にわたる第5期介護保険事業計画の策定が進んでいると思います。このことについて伺いたいと思います。

今度の6月に改定された介護保険法では、自治体の決定権が過去よりもかなり大きく伸ばされているとか、自治体で決めるということが多くなっています。自治体の責任が大きくなっています。そういう点では、町がしっかり介護保険事業に対して方針を持っていただきたいと思います。

それで、まず1つ目の質問なんですけれども、来年度からの保険料は幾らになる試算でしょうか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 介護保険制度の改正にかかわるご質問でございますが、医療ニーズの高い高齢者、重度の要介護者、独居等の高齢者などを初めとするサービス利用者の増大や介護人材の確保が喫緊の課題となり、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築を目指し介護保険法の一部が改正され、24年4月に施行となります。野中議員さんがおっしゃるとおり、平成24年度から26年度の第5次介護保険事業計画を現在町で作成中でございます。

保険料の試算でございますが、介護保険料は3年間の介護保険サービスの利用見込み量、65歳以上の保険者数を考慮し算出いたします。現在、5期計画における推計を行っているところであり、保険料の数値についてはお答えできる段階ではございません。国が先行して行った試算では、高齢化の進展や介護保険施設等緊急整備の影響などにより、全国平均で月額5,000円を超える見込みとされています。

本町におきましても年々利用料がふえていることや、今年度開設した介護保険老人保健施設等を考慮すると保険料の上昇は避けられない状況であります。実態に即したサービス量の推計を行い、さらに町の介護保険給付費準備基金の取り崩しと取り崩しが予定されている県の介護保険財政安定化基金の繰り入れにより、できるだけ保険料の上昇を抑えたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 今、国のほうは多分5,000円を超えるだろう、今の全国平均が4,160円でやはり2割ぐらい上がる。東京都の場合も、東京都は大体の試算を発表して、やはりこれも2割程度上がるということでした。

それで、今まだ言える状況ではないという話ですけれども、でも、大体の見通しとしてどのくらい上がるんでしょうか。それに対して、1人当たりどのくらいの基金が導入されて引き下げられるんですか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 今試算の段階なんですけど、準備基金の取り崩しを繰り入れない場合には、月額およそ4,500円強になるのではないかとこのところでございます。それから、あと準備基金を1,500万円ほど取り崩した場合には、4,450円余りになるのではないかと思います。ただし、これには県の財政安定化基金の額がまだ決定されておりませんので、それは入っていない額でございます。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） だいたい1か月分の保険料が3,475円、それがもしかしたら準備基金を繰り入れても4,450円、つまり1,000円、25パーセント以上の値上げが予想されるんですね。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 県の財政安定化基金を繰り入れしない場合ですと、大体そのくらいになる予想でございます。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） その次にいきます。

改定介護保険法では、総合事業、正確には介護予防・日常生活支援総合事業という事業ですけれども、略称総合事業は各自治体はすることができる、つまりしなくてもいいということを行っています。それで、この総合事業は軽度の要介護者を介護保険から切り離すものだと言われているんですけれども、町としてはこれを、総合事業をやる、やらないは町の裁量になっているのですが、どういうふうに取り組まれるのか伺います。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 総合事業の導入でございますが、現状では包括的ケアマネジメント、またサービス提供の基盤が整っていないため、現在実施している介護状態が予想されるような方を予防するための2次予防事業や、介護保険以外の高齢者福祉事業により対応

してまいりたいと考えております。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 基本的には、今行われていることが継続されるというふうを考えてよろしいのでしょうか。今は喫緊ではそれでいいんですけれども、いずれこの事業を導入していく考えはあるのでしょうか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 第5期の間は実施することは困難であると思いますので、現状の事業で対応してまいりたいと考えております。

○議長（正木 武君） 1 番野中さん、残り5分となりました。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） では、質問の（3）、（4）はカットしたいと思います。

（5）なんですけれども、今回、サービスつき高齢者住宅への、住宅ということが改正の中で言われていますけれども、この住宅への取り組み、どんなふうにおやりになるのでしょうか。それと、もしもこれをやるのであれば、大体いろいろな諸費を含めて月20万円位の経費が必要だろと言われているのですが、こういうのに対しての家賃助成というものは考えられないでしょうか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） サービスつき高齢者住宅に関しましては、高齢者住まい法の改正により平成23年10月からスタートした登録制度でございます。家賃自体は介護保険制度の対象となっておりますので、助成は考えておりません。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 6 番目の質問にいきます。

介護保険はとにかく年々上がり続けています。この間の平成12年から介護保険が導入されました。初めの年は導入のときの措置といいますか、大幅な減額がありました。それで、そのときには基準値で月額550円から始まりました。今12年目の23年度は基準値で、先ほど申しましたように3,475円、6.3倍になっております。初めのときに減額措置がないとしてそのまま正規のお金が集められたとして考えると、初めのときの1.6倍になっております。いや応なしに年金天引きです。今回、先ほどわかったことは1,000円近く、25%の値上げになるのではないかという見込みがわかりました。収入のある方はいいですけれども、特に介護保険料の1段階の方は、収入がゼロから年金月額1万5,000円までの方から取るわけですけれ

ども、このまま上がり続けて本当に払い切れない。後期高齢者の場合は家族が払って、それが家族の控除になったりするのですが、介護保険はそれも認められておりません。そういう意味で、介護保険もこれ以上上げることは住民にとっては、高齢者にとっては大変なことだと思います。国民健康保険などと同様、一般会計から繰り入れる考えはありませんか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 介護保険への一般会計からの繰り入れでございますが、ご存じのとおり、これまでどおり法律で定められた額を繰り入れていく予定でございます。法定外の繰り入れについては現在は考えておりません。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 国が指導しています保険料の全額免除はするな、収入に着目した一律減免はするな、それから一般財源からの繰り入れはするなという指導をしてありますけれども、介護保険というのは自治事務であって自治体にいろいろな権限があるわけですから、国の指導というのは助言にすぎません。ですから、やっぱり町独自の法定外繰り入れということも考えていただきたいことと、いつの間にやら保険料の減免要項ができていたというのが私の正直な印象なんです。介護保険条例 9 条に規定する保険料の減免の取り扱い基準というのが大多喜町にはできております。適用者はいるのかと伺いましたら、いませんと。私も知りませんでした。つまりこういうのを、低所得者には本当に救いの神になる、お正月のおもちになるものが絵にかいたもちなんです。住民にとって本当にすがりたいわらを町は住民に公開しない。これは今の厳しい社会情勢の中では何としても改善しなければならない問題だと思います。国民健康保険の減免についてはことし 3 月の広報に大きく載りました。

○議長（正木 武君） 時間となりましたので、答えだけお願いします。

（「ぜひ、広報をお願いします」の声あり）

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 議員からの要望もございました。そのとおり広報をさせていただきますと思います。

○議長（正木 武君） 以上で、一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

（午後 2 時 3 0 分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） 人権擁護委員候補者の推薦について、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦をしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

氏名は加曾利敏之氏、住所は大多喜町栗又592番地、生年月日は昭和18年4月21日であります。

提案理由でございますが、平成24年3月31日をもちまして任期満了となりますので、再度委員の候補者として推薦をお願いをするものであります。

候補者の加曾利敏之氏は、平成21年4月より人権擁護委員となり、人格、識見も高く、人権擁護委員として適任と考えますので、ぜひともご承認を賜りますようお願いするものでございます。

また、経歴につきまして、お手元の資料に配付してございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本件は被推薦人を適任者と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は被推薦人を適任者と認めることに決定をいたしました。

◎諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(正木 武君) 日程第5、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(飯島勝美君) 人権擁護委員候補者の推薦について、次のものを人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

氏名は細谷光江氏、住所は大多喜町庄司342番地、生年月日は昭和20年11月20日であります。

提案理由でございますが、平成24年3月31日をもちまして任期満了となりますので、再度委員の候補者として推薦をお願いするものであります。

候補者の細谷光江氏は、平成15年4月より人権擁護委員となり、人格、識見も高く、人権擁護委員として適任であると考えますので、ぜひともご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

また、経歴につきましてはお手元の資料に配付したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(正木 武君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。

本件は被推薦人を適任者と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は被推薦人を適任者と認めることに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第6、議案第1号 大多喜町暴力団排除条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） それでは、議案つづり5ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第1号 大多喜町暴力団排除条例の制定についてご説明を申し上げます。

まず、本文に入る前に、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、国内で約8万人、千葉県内では約2,500人ほどの暴力団員等が確認されております。この人数は、ここ数年ほど横ばいの傾向でございます。暴力団対策法施行以後も暴力団の存在が弱体化することができず、存在し続けております。この主な要因といたしましては、暴力団への資金提供や暴力団を利用する者が存在し、暴力団を容認する社会環境等があるからでございます。

このような状況下、全国自治体で暴力団排除条例が整備されてきております。千葉県においては、本年9月1日から条例が施行されております。県内市町村でも年度内にはほとんどの市町村が条例制定化される模様でございます。このことから、本町においても町民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的に暴力団排除機運の高揚を図り、警察等の関係機関とも連携して暴力団の排除を推進するために、この条例を制定するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきますが、条文すべてを読み上げますとかなりの時間を要しますので、事前に議案はごらんいただいておりますことと思いますので、条文の内容を解説させていただきます。説明にかえさせていただきます。

それでは、本文のほうに入ります。

大多喜町暴力団排除条例。

(目的)

第1条、本条例に定める事項と条例の目的を規定した条文でございます。

第2条につきましては、本条例において規制対象となる暴力団等の用語を定義した条文でございます。

第3条は、暴力団排除を進める上での考え方等を表に示したものでございます。

6 ページに移ります。

第4条から第6条につきましては、本条例の目的達成のための町、町民及び事業者の責務について定めるものでございます。

第7条は、本条例の運営上の注意について定めるものでございます。

第8条は、暴力団排除に関する推進体制の整備について定めるものでございます。

第9条は、町の事務等から暴力団排除について定めるものでございます。

第10条は、県の暴力団排除に関する施策への協力について定めるものでございます。

第11条は、町民等に対する支援について定めるものでございます。

第12条は、町民の関心及び理解を深めるための広報活動の充実について定めるものでございます。

8 ページのほうに移ります。

13条でございますけれども、管轄の警察署との連携について定めるものでございます。

14条は、町内の小中学校の児童生徒に対して、県との協力により暴力団排除のための教育が行われるように定めるものでございます。

第15条は、暴力団員等及び暴力団員などが指定した者に対して、利益の供与の禁止について定めるものでございます。

第16条は、委任事項を定めるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

以上で本案の提案説明とさせていただきますけれども、あくまでもこの条例は暴力団への抑止力の強化と警察との連携強化を目的とした条例制定でございますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番小高議員。

○4 番（小高芳一君） この条例には賛成するものでありますけれども、この中に今課長のほうから説明ありましたけれども、町の責務、町民の責務、事業者の責務ということで載っておりました。そしてまた、11条には広報活動というようなことが載っておりましたけれども、大体こういう条例つくると広報でちょこっと出してという話が条例の部分では多分その程度になると思うんですけれども、やはり町民にも事業者にもということであれば、ずっと見える形で何かずっと町民に周知するというか、例えば看板であるとか、大多喜町は暴力団排除条例がありますよということを常に意識の中に持ってもらうために、そういういつでも見れる形のものを何かやる必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、そういうことは考えておられますでしょうか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） そのとおりでございます。第11条で広報するというふうなことを条例にもうたいました。今のところ考えているのは、議員さんがおっしゃるとおり、町の広報にこういう条例を全文載せるわけにはいきませんので、排除条例をこういう形の目的でつくりましたというふうなものを広報に載せます。そして、各区長さんを通じて各地区にこの条例の制定の趣旨を載せたものを配布する予定でございます。

あと、できればポスターもつくりたいのですが、それにつきましては予算等の絡みもございますので、できればそういう方向での広報もしていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

4 番小高議員。

○4 番（小高芳一君） 今、広報とかという話ですけれども、それじゃちょっと1回見て終わりにになってしまう可能性があるからもっと、ポスターはずっと張っておけるからいいでしょうけれども、看板とか本当に何年か大多喜町は排除条例がありますよということを常に見えるところにそういうものがあるということが大事なんだろうということで申し上げたんですけれども、ポスターは予算がないからだめだということはあるんですけれども、やっぱりこれからどういう社会になっていくか、こういう機運が高まれば大多喜町には来ないだろうと思っておりますけれども、やっぱり一たんそういうのがどこかに、例えば事務所でもできれば大変な話になるし、やっぱりいろんな仕事の絡みでいろんな部分で影響があるはずなので、そう

いうものは常にどこかに見える形でばんと掲げておく。このくらいの予算はとってやらないと条例を制定した意味がないんじゃないですか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 小高議員のおっしゃるとおりでございます。やらないということではなくて、今この12月の議会定例会の補正予算にポスターの予算を計上してございませんのでできないと。近いうちにそれはやる予定で考えています。今、庁舎の中に入ってもらえばわかるんですけども、ちょうど2階に上がる階段の反対側に警察と町と消防署が協定を結びまして、犯罪のないまちづくりの宣言の額をつくってあります。それと同じような形で大多喜町でもそういう、この条例に基づいた暴力団の排除条例を制定をしていますと、その中で条例の目的はこういうものですよというふうに書いたものをつくるように考えます。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

5 番 苅込議員。

○5 番（苅込孝次君） ポスターをつくって暴力団排除の啓蒙もこれは大事なんです、この暴力団排除条例というのは、目的にあるように基本理念を定め並びに町、町民及び事業者の責務を明らかにするということと書いてありますが、責務を明らかにするということは、これは条例をつくったものの責任と義務ですよということだと思うんですが、聞くところによりますと、養老溪谷に反社会团体と言われる団体がNPO法人をつくって不特定多数の人を住ませているといううわさを聞くわけなんです、これは私が聞いた限りではうわさなんですけれども、しかし警察が毎日のようにパトカーで行って警戒しているということを聞きますと、反社会的な団体であるということは間違いないんじゃないかと思うわけなんです、この反社会团体がNPOをつくって大勢の人をそこへ集めて住ませているということは、NPOを申請するときに身分を偽ってつくと、これはいわゆる違反であるし詐欺であるということですから、このNPOをつくる時に果たしてどのような方法で認可されたものかどうか、それもこの条例をつくるに当たって調べることができないものかどうかと、そういうふうになに思うわけなんです、質問要旨といたしましては、この暴力団排除の条例が今うわさされている老川のものに、事件に対して適用できるものかどうかということをお聞きしたわけなんです。養老溪谷は大多喜町で唯一の観光地ですから、その観光地でそのような悪いうわさが立つと、これからの観光にも影響があるし、観光地が毎日のようにパトカーうろうろしているのも、これも住民に対しては安全であるけれども、観光としてはどうかなというふう

に思うんで、お伺いするわけです。

以上です。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） ご質問の関係のNPO法人につきましては、この条例に適用して
どうこうすることは全くすることはできません。この条例が定めることはあくまでも暴力団
に対しまして利益の供与をしたり、あるいはそこに行政的、あるいは町民、あるいは事業者
がいろんな面で協力するというふうなことはしてはだめですよというふうなことを定めたも
のでございますので、今あるそういうものが確かにそういうものであれば別ですけども、
そうでなければこの条例の中で動くことはできません。

以上です。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） 今の苅込さんの関連なんですが、合法的らしくてなかなか手が出せな
いというのが現況らしいのですが、うちの親人が昔民生委員をやっていたときには、生活保
護の認定というか判を押すのが、地元の民生委員さんの判こがすごい重いはんこだというこ
とで、親に教わったことがあるんですけども、今何か簡単に生活保護がでてしまうんです
か、その辺がやはりネックだと思うんですが、その辺は最近簡単に生活保護が出せるのかど
うか。

○議長（正木 武君） 問題がちょっと違いますので。

1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 7ページ、7条に運用上の注意というところがあります。この条例の
運用に当たっては、町民の権利を不当に侵害しないよう留意しなければならない。この町民
の権利というのは、具体的にはどのような内容なんでしょうか。これの一番難しいところ
だと思うんですけども。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 第7条の中で町民の権利を不当に侵害しないというふうなところ
だと思うんですが、これにつきましては、この条例そのものは暴力団の排除を推進するた
めの取り組みが善良な町民や事業者に向けられ、またその取り組みの過程において、町民や事
業者に負担を強いることによって不当な侵害を生じるということのないような条例の運用上
の注意を定めるものでございます。町民の権利については、具体的に定義がされておられま
せんけれども、この条例の運用は憲法に定められた国民の権利及び義務を圧迫するものであ

てはならないと規定をしておりますので、そのようにこの条文ではさせております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 憲法に定める国民の権利というのは、非常に重たいものがあると思うんです。6 ページの4 条の3 は、情報の提供でしたっけ、4 条の3 は情報の提供です。それから、8 ページの13 条には警察との連携ということが上げられておりますけれども、暴力団の排除という暴力団対策を口実に、政党とか組合運動とか、民主的な団体の活動とか、そういうものを見張るという警察の公安の動きがあって、そういうマル暴対策を口実に過剰な情報収集等、それから警察との連携に町がいつの間にかかかわっていたというような心配はないでしょうね。それが7 の町民の権利を守っていくということになるんだけれども、それは往々にして考えられることです。今、裁判にかけられているそういうのも何件か現実にはあるわけで、そこを重要視というか、いつでもまゆにつばつけるというか、注意をしなければならないと思うんですけれども、その辺の対策はどういうふうに考えられていますか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 確かに、議員さんがおっしゃったとおり、全く心配ないよというふうなことまでは言い切れはしませんけれども、まず町民や事業者が暴力団の排除に資することを認める情報を町に提供するとしておりますので、強制的に情報の収集をしたりすることとはございません。また、住民と警察の間で情報の提供につきましては、その後に必ず町が入るという、常に住民から町にというふうなことで、町が介入をして情報の提供を警察のほうにさせていただきますので、議員さんがおっしゃるとおり、なかなかそういういろんな宗教的な動き、あるいは政党団体の動き、そういうものが余り過剰といいますか、敏感に反応して、それを阻害するようなことがないように、町も精いっぱい見守っていきたいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 6 番君塚議員。

○6 番（君塚義榮君） 初歩的な問題なんですけれども、暴力団というふうに町に認定する場合、どういった形になった場合を暴力団と認定するのか、あるいは組組織に入っているか、あるいは私は暴力団ですよとバッチつけていけば、これは完全にわかるんですけれども、そうでなかった場合、ここで条例に織り込む暴力団というのはどういった形というか、人とい

うか、組織というか、そういった条件があると思うんです。その条件はどういった条件で認定するんですか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 条例の第2条の第1号、暴力団の定義がございます。その定義の中には、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律というふうなものの中にありますよというふうなことがございます。

その暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の中の第2条第2号を読み上げさせていただきます。それで、答弁とさせていただきますけれども、暴力団とはその団体の構成員が集団的、または常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれのある団体を言うというふうになっております。暴力団員とは、暴力団の構成員であるというふうにしただけで定義されておりませんので、この人はどうの、あの人はどうのというふうなことは定義的には定めてはおりません。ただ、その不当行為と言いますか、法律に定められている以外の行為をする。暴力的にそういう行為を行うものがあくまでも暴力団というふうな扱いをするというふうになっております。

以上です。

○議長（正木 武君） 6番君塚議員。

○6番（君塚義榮君） といいますと、今の説明だと個人じゃなくてある組織の中に入っている人、個人に対して暴力団員と称するわけですね。例えば1人でおれは暴力団だと胸を張って言う人がいた場合に、暴力団と称するか、あるいは組織の中に入っているとおとなしくて何もしない人は暴力団以外の人になるか、その辺の見きわめというのはどうなんでしょうか。

○議長（正木 武君） じゃ、総務課長、答えてください。

○総務課長（花崎喜好君） その辺はかなり難しいところでありましてけれども、あくまでも常習的に暴力的な行為をする人であれば暴力団員であるというふうに定義はされておりますので、それ以上のことはちょっと申しあげられません。

以上です。

○議長（正木 武君） 8番志関議員。

○8番（志関武良夫君） これは、暴力団の排除規制条例なんですから、後の事後処理については警察と町との連携によって、警察とか町がそういう判断をしたものに対する規制条例なんだから、そういったものの中で判断していけばいいんじゃないですか。規制条例だから。

○議長（正木 武君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 君塚さんがご質問になった内容は、多分例えればある人が暴力的な発言をしたとか、そういった行為をしたということで、その人が多分暴力団か暴力団じゃないかわからないと、じゃ、これはどうするんだということだと思うんですが、それはこの条例の中の第11条に町民に対する支援ということで、町がそういう者がいた場合、情報を町民に提供するんだよというのを11条にうたっています。それで、第13条に町が所轄の警察署と連携をして、その者が暴力団であるか、あるいは暴力団じゃないかという者を町が警察と連携して照会して、それは暴力団だよというものを住民に情報として提供するかそういったものを、ですから情報の提供は11条でうたって、警察の連携は13条でうたっているんです。ですから、そういうことを所轄の警察署と町が連携して、そういう情報を共有しながら町民にあの人ば暴力団だよとか、いや暴力団じゃないよというふうな情報を提供するというのも11条と13条で決め事を持っているということでございます。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第7、議案第2号 大多喜町営駐車場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 9ページをお願いいたします。

少々長くなりますけれども、お願いをいたします。

○議長（正木 武君） 短くお願いします。

○産業振興課長（菅野克則君） 議案第2号 大多喜町営駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について。

提案理由でございますけれども、本案は本町が設置及び管理をしております町営駐車場につきまして、整備、統合し、新たに桜台駐車場を設置することにより、自動車を利用する者及び観光客の利便性を図るとともに、町財源の確保に資することを目的といたしまして、必要な措置を講じるため、本条例を制定するものでございます。

次に、条文に入らせていただきます。

9ページ上から6行目になりますが、大多喜町営駐車場の設置及び管理に関する条例。

まず、第1条として趣旨でございますが、この条例は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、大多喜町営駐車場の設置及び管理に関し必要な事項定めるものとする。

第2条は、設置の規定でございますが、町は、自動車を利用する者及び観光客の利用に供するため、大多喜町営駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

第3条は、名称及び位置の規定でございますが、駐車場の名称及び位置は、別表1のとおりとする。

第4条は、供用時間の規定で、第1項として、駐車場の供用時間は、午前零時から午後12時まで又は月ぎめとする。第2項として、町長は、管理上必要があると認めたときは、供用時間を変更することができる。

第5条は、供用の休止の規定で、町長は、駐車場の補修、その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。この場合において、町長は、当該駐車場の見やすい箇所にその旨を掲示するものとする。

10ページをお願いします。

第6条は、駐車できる自動車の規定で、駐車場に駐車できる自動車は道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第3条に規定する自動車のうち、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する大型自動車、中型自動車及び普通自動車とする。

第7条は、駐車場の使用方法の規定で、駐車場の使用方法は、時間を単位とする駐車（以下「時間制」という。）若しくは入退場の回数を単位とする駐車（以下「回数制」という。）又は月（月の初日から末日までをいう。）を単位とする駐車（以下「月ぎめ制」という。）とする。

第8条は、使用料の規定で、使用料を必要とする駐車場について、駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）は、駐車場の使用方法に応じて別表に定める使用料を納付しなければならない。

第9条は、使用料の納付時期の規定で、使用料の納付時期は、次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に定めるとおりとする。第1号として、時間制の場合、退場する際納付する。第2号として、回数制の場合、駐車場への入退場の回数により入場する際納付する。第3号として、月ぎめ制の場合、月払いとし、使用する月の前月末までに納付する。ただし、使用者の都合により契約期間前に使用料を一括して納付することができる。

第10条は、月ぎめ制駐車場の公募の方法等の規定で、月ぎめ制駐車場の公募の方法等については、別に規則で定める。

第11条は、使用料の減免の規定で、町長は、駐車場の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。第1号として、法第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。

11ページをお願いします。

第2号として、国又は地方公共団体が業務を行うため使用する自動車を駐車させるとき。第3号として、その他町長が特に必要があると認めたとき。

第12条は、使用料の還付の規定で、既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。第1号として、使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。第2号として、町長が公益上その他やむを得ない理由により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたとき。

第13条は、駐車拒否の規定で、町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車拒否することができる。第1号として、自動車が発火性又は引火性の物品を積載しているとき。第2号として、駐車が駐車場の施設を毀損し、又は汚損するおそれがあるとき。第3号として、前2号に定めるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。

第14条は、行為の禁止の規定で、第1項として、駐車場において次に掲げる行為をしてはならない。第1号として、他の自動車の駐車を妨げること。第2号として、駐車場の施設を

毀損し、又は汚損すること。第3号として、駐車場の目的外に使用すること。第4号として、第3号に定めるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがある行為をすること。第2項として、町長は、前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、退場を命ずることができる。

第15条は、損害賠償の規定で、使用者は、駐車場の構造、設備その他の物件を毀損し、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

12ページをお願いします。

第16条は、損害の責任の規定で、駐車場において、天災その他の不可抗力により生じた損害及び自動車相互の接触、盗難等町の責めによらないで生じた損害については、町は、当該損害の責任を負わない。

第17条は、管理の委託の規定で、町長は、駐車場の目的を効果的に達成するため、その管理の全部又は一部を委託することができる。

第18条は、委任の規定で、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附則といたしまして、施行期日ですが、第1項として、この条例は公布の日から施行する。

次に、大多喜町営駐車場の設置及び管理に関する条例及び大多喜町麻綿原及び栗又駐車場の設置及び管理に関する条例の廃止の規定で、第2項として、次に掲げる条例は、廃止する。第1号として、大多喜町営駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和58年条例第16号）。第2号として、大多喜町麻綿原及び栗又駐車場の設置及び管理に関する条例（平成6年条例第21号）。

第3項は、久保駐車場使用料の特例で、久保駐車場については、第8条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成24年2月29日までの間に限り、使用料を納付せず使用することができる。

別表につきましては、事前に条文をお渡ししてございますので、省略させていただきます。

以上で提案理由及び制定内容の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番 苅込議員。

○5 番（苅込孝次君） 第4条の供用の時間、午前零時から午後12時まで24時間これを供用するということなのですが、この月ぎめというのは一月分の料金を払えば自分の独占の土地と

して使えるわけですから、ほかの人は使えないということになりますが、この駐車場を経営するにはある程度お金も上がらなければいけないので、こういう月ぎめの場所も必要かと思えますけれども、余りこの月ぎめの場所をふやしてしまいますと、不意に来たお客がとめようと思ってもとめられないなというふうなことも起こるんじゃないかと思えますので、この月ぎめの場所をどのくらいの割合で設けるか考えているかお尋ねします。

それと、1点いいですか。ついでですので。

○議長（正木 武君） どうぞ。

○5番（苅込孝次君） 第16条の自動車相互の接触と盗難等町の責めによらないというふうに書いてあるんですが、一方的にこの駐車側から責任回避的な言葉を使っても、果たしてこの事故を起こした当事者が納得するかどうかということなんです。例えば、料金払ってとめてある土地であって、そこで車同士でお互いにぶつかったり、あるいは盗難、物を盗まれたというようなことに全く町の責任がないと、裁判のほうからいうと町の責任はないというふうに判断されるかどうかなんです。ですから、この町の責めという具体的な言葉は抜いたほうがいいんじゃないかと思うわけなんです。町の責任というのは、やっぱり事故を起こした人が裁判したら、町の責任というのが果たして免れるかどうかというのがちょっと私疑問に思ったんですが。

以上です。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 月ぎめ制でございますけれども、月ぎめ制は桜台駐車場は月ぎめ制でございます。久保も月ぎめ制でございますけれども、桜台駐車場は55台の駐車スペースがありまして、とりあえず月ぎめ制で今のところお話をいただいている台数が23台ございます。あと、久保駐車場でございますけれども、久保駐車場は普通車で111台の駐車スペースを設けてございますけれども、そのうち約4台ぐらいが月ぎめで契約をいただけるのではないかと考えております。

それと、町の責めというご質問、16条の町の責めというところでございますけれども、やはり車運転されている方は、運転手みずから責任があるということで、また盗難等もやはり自分には責任があるのではないかと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 久保の駐車場を観光地の駐車場のよう有料制にすると、観光地の駐車場を利用する立場から言うと、車からおりたらトイレとか、確保と思うんですけども、その辺についてはどうなっているのでしょうか。

そして、久保の駐車場については今まで無料で私どもも時々使わせてもらいました。どうしても、こういうところに住んでいると車でなければ私たちは動けません。本陣で集まりがあったときなど、本陣の駐車場だけではとめ切れなくて、久保の駐車場にとめることが多かったのですが、そういう町民の日常的な供用が阻害される場合が今回のこの措置で考えられるんですが、その辺の対策はどのように考えているのでしょうか。

それから、もう一点。観光というのはお金を落とすことだから、観光地の駐車場としてきちんときれいなトイレも確保されているのであれば、私はお金をとっていいと思うんです。そういうふうにして考えると、大多喜城下の駐車場はこの条件に当てはまるのではないかと、そのところを無料にするというのはもったいない話だなという思いがあります。それと、お金をもらっている栗又のトイレなんですけれども、きれいでないことが多いのですが、観光地のトイレとしてその町のやはり顔ですから、毎日掃除をするということは必要ではないかと思うんですけども、その対策についても伺います。

以上3点です。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 久保駐車場のトイレということでございますけれども、久保駐車場の近くには本陣もございます。また、商い資料館もございます。駐車場を利用される方につきましては、看板等でそのトイレの案内をいたしたいと思います。とりあえず、今のところ、久保の駐車場にトイレは考えてはおりません。

また、供用阻害と、要するに例えば警察、旧夷隅支庁、農業事務所とか県税事務所とか入っていると思うんですが、入っていますけれども。また、本陣、商い資料館含めまして、官庁に用事のある方のお話であると思いますけれども、そのようなところはこれからどのようにして対応したらいいのか考えたいと思います。

それと、城下の駐車場ですけれども城下の駐車場につきましては、対象となるものがお城でございますけれども、県の博物館でございます。県のほうとも協議をする必要があるかと思っておりますけれども、駐車場を設置した場合、自動精算機等は無理だと思います。料金徴収員を置かなくてはいけないんじゃないかと思っておりますけれども、その辺の兼ね合いも受けまして、検討をいたしたいと思っております。

また、栗又駐車場のトイレの話ですけれども、9月の定例会のときにもこの話をされましたけれども、秋、観光客が多いときには週に毎日のように清掃していますけれども、例えば、清掃した後、すぐ汚される可能性もなきにしもあらずです。なるべく清掃はいたしたいと思いますけれども、きれいなトイレを使いたいというのは、それも人情でございますので、その辺のところは気をつけていきたいと思いますけれども、清掃した後、すぐ入られてその方が汚すと、これを次の方が入って汚いというようなことも中にはあるかもわかりませんので、なるべく清掃については季節的には回数を多くいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第8、議案第3号 大多喜町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） それでは、議案つづり15ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第3号 大多喜町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正す

る条例の制定についてご説明申し上げます。

まず、本文に入る前に、提案理由のご説明を申し上げます。

日ごろは、消防団の運営に関し、何かとご支援をいただいているところでございますが、ご承知のとおり、少子高齢化により消防団員の確保が大変厳しい状況となってきているのが現状でございます。

しかしながら、消防団の使命として町民の生命、財産を守る重要な責務がございますので、一概に団の組織を縮小することは危惧されますので、現状に合った再編を徐々に行うことと団員確保の面から団員の処遇改善を行うことで、町消防委員会及び消防団の役員会でもご了解を得たところでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町消防団の定員、任免、給与、服務に関する条例（平成2年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「400人」を「380人」に改める。これは、現状の消防団員の確保の状況及び大多喜町消防団の組織再編を改編することにより、定員を20名削減するものでございます。

第12条を次のように改める。

報酬でございますが、第12条、団員には、次により報酬を支給する。

団長、年額10万9,600円。

副団長、年額7万5,500円。

本部長、年額7万5,500円。

分団長、これにつきましては従前の支団長相当職でございます。年額7万5,500円。

副分団長、これにつきましては従前の副支団長相当職になるものでございます。年額5万2,900円。

部長、従前の分団長相当職になるものでございます。年額4万9,700円。

本部分団長、年額4万9,700円。

副部長、従前の副分団長相当職でございますが、年額3万5,400円。

本部分団副分団長、年額3万5,400円。

ここまでは、従前の階級での報酬は変更はございません。

次に、班長、年額3万1,200円。

団員、年額3万円に改正させていただくものでございます。

班長で年額4,100円、団員で年額5,700円を上乗せをさせていただき、団員の確保と処遇改善を行うものでございます。

附則。この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上で本案の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第9、議案第4号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議ついてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 議案第4号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてのご説明をいたしますので、17ページをお開きください。

本文に入ります前に、提案理由の説明をさせていただきます。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合の現在の規約第5号で、事務所の位置が勝浦市墨名815番地の56となっているものをいすみ市にございます広域市町村圏事務組合所有の農林業センター、いすみ市弥正88番地1に一部改正する規約の改正について、地方自治法では関係市町の協議により改正する必要があるため、その協議について議会の承認を求めるものでございます。

それでは本文に入らせていただきます。

議案第4号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約を制定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、関係市町と協議をするに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約（昭和47年千葉県指令第1744号）の一部を次のように改正する。

第5条中「勝浦市墨名815番地の56」を「いすみ市弥正88番地1」に改める。

附則。この規約は、平成24年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第10、議案5号 平成23年度大多喜町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） それでは、議案第5号 平成23年度大多喜町一般会計補正予算（第3号）のご説明をいたしますので、19ページをお開きください。

平成23年度大多喜町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

まず、歳入歳出予算の補正。第1条であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,012万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億5,873万5,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、次に事項別明細書により歳入歳出補正予算のご説明をいたしますので、25ページをごらんください。

初めに、今回の補正予算の主なものを申し上げますと、歳入では9月22日に発生した台風15号により被災した農地・農業用施設災害復旧事業受益者負担金及び県補助金の増、対象者がふえたことによる障害者自立支援給付費等の国庫及び県負担金の増、前年度繰越金、雑入では台風15号により被災した海洋センター幕体修繕に対するB&G財団からの助成金、同じく災害共済金、後期高齢者医療給付費負担金、平成22年度精算分の広域連合からの返還金などでございます。

歳出では、人事院勧告に伴います給料、手当、共済費の減額、土地開発基金の土地を売却可能な普通財産とするための買い戻しに要する公有財産購入費の増、障害者福祉事業介護給付費の増、台風により被災しました海洋センタープールの幕体の修繕費の増、同じく台風により被災した農地及び農業用施設の災害復旧事業費などの増額が主な内容となっております。

初めに、歳入でございますが、款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、

補正額 1 万 5, 000 円は、障害者の外出支援サービス委託料の増加に伴う利用者負担金でございます。

目 4 給食費負担金、補正額 11 万 4, 000 円は、学校給食センター運営費のいすみ市負担分で、この後、歳出でご説明いたします学校給食センター臨時職員の社会保険料の率の増に伴うものでございます。

目 6 災害復旧費負担金、補正額 197 万 1, 000 円は、9 月 22 日に発生した台風 15 号により被災をしました農地・農業用施設災害復旧事業受益者負担金であります。

款 14 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金、補正額 384 万 1, 000 円は、障害者自立支援給付費等の国の負担金であります。対象者の増に伴う増額でございます。

同じく、款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 民生費国庫補助金、補正額 5 万円は、地域生活支援事業費等の国の補助金であります。障害者の運転免許取得、自動車等の改造に対する助成の増でございます。

26 ページをお開きください。

款 15 県支出金、項 1 県負担金、目 1 民生費県負担金の補正額は 229 万 1, 000 円であります。

節 1 障害者自立支援給付費等負担金は、利用者の増加、新法移行に伴う報酬単価の増による増額でございます。

節 3 後期高齢者医療保険基盤安定拠出金は、当初の見込みより実績事業が上回ることに伴う増額であります。

同じく、款 15 県支出金、項 2 県補助金、目 2 民生費県補助金の増額は 58 万 9, 000 円であります。

節 4 地域生活支援事業費等補助金は、地域生活支援事業費で障害者の運転免許取得、自動車等の改造に対する県の補助金であります。

節 5 障害者グループホーム運営費等補助金は、町内のグループホーム 4 施設に入所している町民に対する町補助金の 2 分の 1 の県の補助金であります。助成制度の範囲拡大に伴う増額であります。

節 14 ひとり親家庭等医療費等事業補助金は、受給者の増に伴う事業費の 2 分の 1 の県補助金であります。

目 3 衛生費県補助金の増額は 44 万 7, 000 円であります。

節 1 子ども医療対策事業補助金は、小学校 3 年生までの医療費を補助するもので、受給者の増に伴う増額であります。

節8南房総広域水道用水供給事業補助金は、町が企業団に出資した金額に対しての県の補助金で、当初見込みより下回ったための減額であります。

目4農林水産業費県補助金は11万2,000円の減額でございます。

節4森林機能強化対策事業は、事業名称の変更に伴う減であります。

節19県単森林整備事業補助金は、前節の森林機能強化対策事業の後継事業で、造林に対する補助であります。30万円から17万4,000円の減額は、額の決定によるものであります。

節20水田自給力向上対策事業補助金は、飼料用米作付農家に対する県単の補助金であります。10アール当たり1,500円を支払っております。

27ページをごらんください。

目8農林水産施設災害復旧費補助金の補正額は304万1,000円であります。

節1農地災害復旧事業費補助金は、9月22日に発生した台風15号により被災した弓木地先の農地災害復旧事業に対する県補助金であります。

節2農業用施設災害復旧事業費補助金は、同じく台風15号によるもので、百銚地先の農業用施設復旧に対する県の補助金であります。

款15県支出金、項3県委託金、目2民生費委託金の増額は4,000円であります。平成23年度地域児童福祉事業等調査の委託料であります。

款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、補正額3万6,000円は、庁舎建設に伴う駐車場貸付期間の延長に伴う収入であります。ヤクルトの駐車場の借り受けとの相殺になっております。

款18繰入金、項1基金繰入金、目4福祉基金繰入金の補正額は13万1,000円であります。敬老祝事業執行終了精算に伴う減額、老人日常生活用具給付事業の独居老人に火災報知機45基を給付することによる増額、高齢者在宅生活支援事業の福祉タクシー助成等の増、障害者福祉事業の増に伴う事業費を福祉基金から繰り入れするものであります。

28ページをお開きください。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金の補正額4,495万円は、前年度の繰越金であります。

款20諸収入、項3雑入、目3雑入の補正額は1,275万3,000円であります。台風15号により被災した海洋センター幕体修繕に対するB&G財団からの助成金、同じく災害共済金、後期高齢者医療給付費負担金、平成22年度精算分の広域連合からの返還金などがございます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。

29ページをごらんください。

初めに、款 1 議会費、項 1 議会費、目 1 議会費12万3,000円の減額は、人事院勧告に伴う職員給料、手当、共済費の減額及び議会議員在任15年表彰に伴う消耗品並びに議会基本条例制定、町長との対話関係に伴う郵便料の増額であります。

次に、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費15万1,000円の増額は、人事院勧告に伴う給料、手当、共済費の減額、中庁舎竣工式に伴う案内はがき、パンフレット印刷代、出席者お茶代、郵便料及び本庁舎への移動に伴う電話機の増設並びに光回線に接続したことによる電話料の不足に伴う増額であります。

同じく、目 3 財政管理費113万5,000円の減額は、財務会計システム入れかえに伴う執行残であります。

同じく、目 5 財産管理費、4,114万1,000円の増額は、駅駐輪場及びバス回転場に設置した防犯灯の電気料の不足、また、30ページをお開きください。中庁舎、本庁舎の夜間警備料1か月分、庁舎建設に伴う駐車場借り上げ期間の延長に伴うもので、歳入でご説明いたしました財産貸付収入3万6,000円との相殺、さらに公有財産が土地開発基金の土地を有効活用するために普通財産に買い戻す購入費であります。

同じく、目 6 企画費20万1,000円の減額補正は、人事委員勧告に伴う給料、手当、共済費の減額、大多喜ダム計画跡地活用のための国との協議旅費、また町民憲章周知のための消耗品、大多喜高校の学生が編集し、年15回程度発行しているいすみ鉄道関連ニュースを町内及び通学範囲の近隣市町村の主要施設に配布するための消耗品であります。大多喜高校支援推進プラン策定懇談会の出席者の傷害保険代の増となっております。

次に、目 8 諸費185万3,000円の増額は、平成22年度に交付された障害者医療費及び障害者自立支援給付費等障害者自立支援給付費の精算に伴う国庫補助金超過交付分の還付、同じく平成22年度の特別児童扶養手当事務委託金の実績による返還、さらに平成23年4月10日執行の千葉県議会議員選挙費に伴う県交付金の差額返還金であります。当該選挙区は無投票でございました。

次に、款 2 総務費、項 2 徴税費、目 1 税務総務費29万7,000円の増額補正は、人事院勧告に伴う給料、手当、共済費の減額であり、基幹系システム入れかえに伴う住民基本情報や確定申告に必要な償却資産の入力及び夜間徴収業務のための時間外勤務の手当の増額であります。

目 2 賦課徴収費19万3,000円の増額補正は、ガソリン価格の値上がり及び夜間徴収、町外徴収の実施による燃料費の不足、また集合徴収である主税を平成24年度から廃止することに

に伴う通知のための郵便料であります。

31ページをごらんください。

同じく、項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費4万5,000円の減額は、臨時職員3名の社会保険料率の変更に伴う共済費の増額、また戸籍事務電算化に伴う参考図書の購入、さらに経年劣化及びシステム入れかえに伴う戸籍の証明備品の購入であります。

同じく、項5 統計調査費、目1 統計調査総務費5万7,000円の減額は、人事院勧告に伴う減額であります。すみません。人事院勧告に伴う減額につきましては、同じものがたびたび出てきますので、今後省略をさせていただきます。申しわけありません。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費の830万7,000円の増額補正は、生活保護者の増加に伴う事務及び障害者制度の新法移行に伴う事務がいずれも増加したことによる時間外勤務手当の増及びグループホーム助成制度の範囲の拡大に伴う運営事業補助金の増であります。

32ページをお開きください。

さらに障害者介護利用人員の増加に伴う給付費の増及び障害者自立支援法の改正に伴う報酬単価の増による扶助費の増が主なものであります。

目2 国民年金費1万4,000円の減額は、率の確定による共済費の減であります。

目3 老人福祉費6万9,000円の増額補正は、敬老祝品、満100歳祝品等、敬老祝事業の事業執行に伴う減額、外出支援サービスを委託しておりましたタクシー会社の規模縮小に伴う通知文を370名に通知する郵便料の増額、高齢者向け住宅用火災警報器の給付申請の増加が見込まれるための増額及び福祉タクシー利用助成金の増加による増額であります。

目5 介護保険事業費159万円の減額は、要介護者のケアマネジメントを行う包括支援センターのパソコンシステムの入れかえ及び制度改正に伴う改修業務委託料、備品購入費の増、これは人事院勧告に伴う介護保険の関係職員の給与費等の繰出金の減、介護認定システムの変更に伴うシステム改修業務委託料及びコピー借上料の不足に伴う介護保険特別会計繰入金の増であります。

目6 後期高齢者医療費の49万4,000円の増額補正は、後期高齢者医療特別会計への繰入金で、当初見込みより実績額が上回ることによるものであります。

款3 民生費、項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費143万5,000円の増額補正は、子ども医療費診査委託料の増額、歳入でご説明しました小学校3年生までの医療費を補助する子ども医療費受給者の増に伴う扶助費の増額であります。

同じく、目 3 母子福祉費の46万円の増額補正は、やはり歳入でご説明しました受給者の増に伴うひとり親家庭等医療費の増額であります。

33ページをごらんください。

目 4 児童福祉施設費214万1,000円の減額補正は、保育園警備委託料、清掃管理委託料の減額が主な内容であります。

次の款 4 衛生費、項 1 保険衛生費、目 1 保険衛生総務費は、勧告に伴うものであります。

次に、目 3 環境衛生費25万9,000円の増額は勧告に伴うもの、また産業廃棄物処理場建設計画に伴います弁護士費用の増額であります。

次に、款 4 衛生費、項 2 清掃費、目 1 清掃総務費 4 万7,000円の減額は、勧告に伴うものであります。

目 2 塵芥処理費22万7,000円の増額は、環境センターシャッター修繕料の補正であります。

34ページをお開きください。

款 4 衛生費、項 3 上水道費、目 1 上水道運営費については、歳入でご説明しました南房総広域水道用水供給事業補助金の減額により財源の内訳が変更になったもので、補正額はゼロ円であります。

次に、款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費 4 万円の減額補正は、率の確定による職員の共済費の減であります。

目 2 農業総務費25万3,000円の減額は、勧告に伴うものであります。

目 3 農業振興費 1 万4,000円の増額は、歳入でもご説明しました飼料用米作付農家に支払う補助金であります。

目 7 味の研修館運営費 1 万4,000円の増額補正は、臨時職員の社会保険料率の変更に伴う共済費の増額であります。

次に、項 2 林業費、目 1 林業総務費202万2,000円の増額補正は、勧告に伴うもの及び有害鳥獣駆除のサル、イノシシ、シカの捕獲報奨金の増額であります。10月末の捕獲頭数はサルが55頭、イノシシ495頭、シカ234頭であります。

目 3 大多喜県民の森運営費32万5,000円の増額補正は、勧告に伴うもの及び臨時職員の社会保険料率の変更に伴う共済費の増額であります。

共済費につきましては、相殺され、結果的に増額となったものであります。

次に、款 6 商工費、項 1 商工費、目 1 商工総務費34万1,000円の減額補正は、勧告に伴うものであります。

目 2 商工業振興費62万2,000円の増額補正は、駅の下にございます久保町営駐車場を有料駐車場とするため、全自動料金精算機用の消耗品の購入、また料金精算機の電気代、保守管理委託料 1 か月分等の新規の補正、及び商い資料館浄化槽の放流ポンプ交換に伴う工事請負費の増であります。

目 3 観光費52万1,000円の増額補正は、麻綿原一方通行解除区間の案内標識設置孝次及びやまびこセンター前にある観光案内版の移転工事に伴う工事請負費の増額であります。

款 7 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費、補正額52万3,000円の減額補正であります。人事院勧告に伴うもの及び太陽光発電設備リフォーム関係の補助申請に関する郵便料の増額であります。

同じく、目 2 登記費17万8,000円の減額補正は、勧告に伴うものであります。

36ページをお開きください。

款 7 土木費、項 2 道路橋梁費、目 1 道路維持費、補正額87万5,000円の増額補正であります。臨時職員の社会保険料率の変更に伴う共済費の増額のほか、道路維持係が道路、水路の補修工事で使用します舗装カッターの刃、庁用車の燃料、ダンプのタイヤ交換及び補修の際に発生するコンクリートがらの処理費の増額であります。

同じく、目 2 道路新設改良費514万3,000円の減額補正は、勧告に伴うものの減額及び大多喜高校通学路整備に伴う土質調査委託料の増、業務完了に伴う測量設計委託料の減額、要望の強い町道新丁行徳線排水路整備工事の工事請負費の増であります。

同じく、項 4 住宅費、目 2 宅地造成費、補正額471万4,000円の増額補正であります。上瀑小学校の前の町有地及び総元保育園跡地の宅地造成に伴う消耗品、重機のリース料の増、分譲に伴う分合筆登記、地質調査等の委託料の増であります。

37ページをごらんください。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 2 非常備消防費 3 万7,000円の増額は、消防団定員の改正と組織改編の委員会に伴う消防委員会委員報酬 1 回分の増額であります。

同じく、目 3 消防施設費93万8,000円の増額は、要望の強い弥喜用地先の防火水槽を平成24年度に石油貯蔵施設立地対策等交付金で設置するための予定地の用地測量、その他筒森地先、船子地先の防火水槽の修繕工事費の増額であります。

次に、款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費の14万6,000円の増額補正は、勧告に伴うもの及びシュレッダーの購入に伴う増額が主なものであります。

同じく、項 2 小学校費、目 1 学校管理費285万7,000円の増額補正は、38ページにまたがり

ますが、西畑小学校多目的ホール床の張りかえ工事、大多喜小学校給食搬入口のゲートの補修工事が主な内容であります。

同じく、目 2 教育振興費16万3,000円の増額補正は、要保護、準要保護児童の増に伴う学習用品等補助金の増額であります。

項 3 中学校費、目 1 学校管理費11万円の増額補正は、西中学校の屋外用バスケットゴールが腐食し、危険なため、解体撤去するための工事請負費であります。

同じく、項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費 4 万1,000円の減額補正は、勧告に伴うもの及び住宅手当の増額であります。

目 2 公民館費244万2,000円の増額補正は、かねてより要望のあった中央公民館ホール棟の音響反射板、出演者控室、トイレ等の設置に伴う設計業務委託料が主な内容で、その他成人式の会場を海洋センターとすることに伴う会場設営等の経費の増であります。

目 3 図書館費 8 万9,000円の増額補正は、劣化の著しい施設管理用のスリッパ100足の購入等であります。

項 5 保健体育費、目 1 保健体育総務費17万3,000円の減額補正は、39ページにまたがりますが、勧告に伴う減額及び体育功労表彰記念品贈呈に伴う報償費の増額であります。

39ページをごらんください。

目 2 学校給食費 8 万8,000円の増額補正は、勧告に伴う減額及び臨時職員の社会保険料率の変更に伴う共済費の増額であります。

目 3 体育施設費の補正額597万1,000円の増額は、歳入でもご説明しました 9 月22日に発生しました台風15号により破損した海洋センター幕体修繕工事が主な内容で、その他やはり台風で破損しました野球場のバックボード 2 枚の補修工事、海洋センター施設前にある水銀等の破損に伴い、LEDに交換するための修繕料等であります。

款10災害復旧費、項 2 農林水産施設災害復旧費、目 1 農地災害復旧費135万円の増額補正は、やはり歳入でもご説明しました台風15号により被災した弓木地先の農地災害復旧工事の請負費であります。

同じく、目 2 農業施設災害復旧費415万円は、百銚地先の農業施設復旧工事であります。

以後、40ページから44ページまでの給与費明細書は、人件費の補正に伴います特別職及び一般職員にかかる給与費明細書となりますので、説明は割愛させていただきます。

以上で議案第 5 号 平成23年度大多喜町一般会計補正予算（第 3 号）の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 31ページ、民生費の中の扶助費778万2,000円がありますけれども、この内訳を教えていただきたいと思います。これではないと思うんですけれども、先ほどマル暴対策の条例のときに生活保護のことがちょっと出ていましたけれども、生活保護受給者の最近の推移についてどこでお伺いしていいかわかりませんので、この扶助費にかけて伺いたいと思います。1点ずつでよかったんですね。

○議長（正木 武君） はい。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） それでは、民生費、扶助費の関係でお答えします。

扶助費778万2,000円の補正でございますが、こちらは障害者自立支援法による介護給付、訓練給付の利用者の増で768万2,000円、それからやはり障害者運転免許取得介護助成で10万円でございます。自立支援法の受給者、利用者がふえておりまして、平成22年度は65名でございましたが、平成23年度は現在のところ87名になっております。そのため、補正をさせていただきました。

それから、生活保護の受給者の関係でございますが、生活保護の実施期間は町村の場合は福祉事務所を持っておりませんので、県の保健福祉センターが実施しております。ただし、相談にいらっしゃった方につきましては、5日以内に県の福祉センターのほうに報告する義務が町にもございますので、それから生活保護費を受給している方にお渡しするという業務がございますので、生活保護者の数は把握しております。平成22年度が76世帯で102人、平成23年の12月時点で105世帯134人になっております。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 33ページの衛生費、弁護士費用が63万円計上されております。説明ですと、大多喜エコタウン関係のことだというのですが、この増額理由について教えてください。それから、その大多喜エコ関係の裁判の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

それと、弁護士費用なんですけれども、11月24日の全員協議会の席で産業振興課から損害

賠償等請求事件にかかわる訴状についてという説明がありました。これにかかわる弁護士費用はどうするんですか。お願いします。

○議長（正木 武君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） では、私のほうからは大多喜エコタウンの関係を説明させていただきます。

弁護士費用63万円の増額理由はということでございます。平成23年度当初予算では52万5,000円を計上いたしました。これは大多喜エコタウン訴訟の高等裁判所に伴う費用で、平成22年6月に高等裁判が始まっており、そのときの契約金額が弁護士2名分の105万円でございます。契約時に半分の52万5,000円を平成22年度で支払っております。本年7月20日に高裁判決が出ましたので、残りの52万5,000円を平成23年度予算で支払っております。今回の増額分なんですが、大多喜エコタウンによります上告が8月3日にございましたので、その最高裁弁護士費用2名分、この分の63万円を補正計上させていただいたものでございます。

あと、もう一点、エコタウン関係で進捗状況はどうかということでございます。先ほどもご説明させていただきましたとおり、本年7月20日に高裁判決が出されまして、町が勝訴したわけなんです。その後、会社側では8月3日に最高裁判所のほうへ上告をしました。それが現在に至っているところでございます。特に、この間で11月14日に最高裁判所より高等裁判所からの事件記録の送付を受け、今後審議するという旨の記録到着通知書、これなるものが町のほうに届いております。依頼した弁護士によりますと、高裁ほど期間はかからないだろうということで、年度内には判決が出るだろうとのことでございました。また、弁護士としての仕事が発生しないで判決が出るということも可能性としてあるということでございました。そんなときには、無償でよいということで、弁護士さんのほうからお話をいただいておりますので、当然この補正が通りましたら、契約関係に入るわけですがけれども、そのときに最高裁の大きな動きがなければ契約はしばらく待つということになろうかと思えます。

進捗状況については以上でございます。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 11月24日にご説明いたしました損害賠償請求事件にかかわる裁判の費用でございますけれども、答弁書の提出が12月5日、口頭弁論が12月12日、きのうでございました。弁護士との契約の関係で、予備費のほうで支出をお願いをいたすということでございます。

以上です。

（「金額は」の声あり）

○産業振興課長（菅野克則君） 金額につきましては73万5,000円でございます。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 38ページの教育費で、工事請負費253万1,000円とありました。説明ですとちょっとうろ覚えなんで、西小の工事のゲート搬入口のところなんだというんですが、これは工事費の中に入るもの、工事費は体育館建設の工事費の中に入るものではないか、請負費の中で処分すべきものではないんでしょうか。改めて、要するに請負というのは1回請け負ってしまったら、その中で幾らかかろうと経費を削減して余らせようと、業者の責任でやるのが請負だと思っているんですけれども、新たにここで工事費を出さなければいけないのはどうしてでしょうか。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 議案書の38ページの15工事請負費253万1,000円、校舎改修工事というところ、この部分だと思うんですが、こちらは西畑小学校の多目的ホールの床の張り替え工事でございます。

（「そうなんですか」の声あり）

○教育課長（高橋啓一郎君） ええ。3階部分に体育館に近い広さの多目的ホールがあるんですけれども、そちらのカーペットが非常にずれているというかすり切れていきますので、その部分全面を張りかえるという工事でございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 質疑ありませんか。

（「ゲート搬入口というのは」の声あり）

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11 番（野村賢一君） ページ数は36ページの7款土木費の宅地造成費、多分上瀑小学校前のということで企画財政課長から説明ございましたけれども、一つ私が疑問に思うのは、維持係で今一生懸命やっています。本来なら、町の建設会社の関係がやれば、それなりに町にいろんな面で活性化になるような気もしないわけでもないんですけれども、維持係と町のプロの建設会社がやった場合の工事代金、どのくらい違うのか。

また、もう一点、建設課の維持係のミッションというのは町民の何のためにあるのか。こ

れをお聞きいたします。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 直営といいますか、道路維持班と業者でやるということの比較のご質問だと思いますが、正確に積算したわけではございませんけれども、直営でやったほうが安くなるとは考えております。今回の上瀑地区の造成につきましては、平らで比較的安易な工事で、町の職員でもできるのではないかなという判断でやらせていただきました。

次に、維持係の仕事内容といたしましては、原則としては町道の維持、補修、そういうものがメインでやっております。今回の工事につきましても、町民からの要望、そういうものがありましたらそれを優先に実施してまいってきておるところでございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 今の話は本当ですか。そうじゃないんじゃないですか。工期に間に合わせるために、ある程度町民負担というのが、町民に迷惑かけているところがあるんじゃないですか。どうですか。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 最近では、雨の関係もございましたけれども、極力住民からの要望とか、そういうのを優先するようにはやっております。

以上です。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） むしろこれどうなんですかね。たしか町の従業員使ってこういう維持係といいますか、日雇い、そういうのを使って確かに安くやるのは結構ですけども、この後また総元保育園の跡地も造成が残っていると。そんな中で、我々、一見見ていると町の職員が県道回りでユンボをじゃんじゃん使ったり、ああいうのはやっぱり普通じゃちょっと考えられないです。我々の考えとしては。たしかにお金のためにはなるかもわかりませんが、逆に言えば町の業者がそれだけ仕事もなくなる。そんなことも考えた場合、何と云うんですか、やっぱり維持係の町民に対する使命というのは小回りのきく、ちょっとした工事でもすぐやりますよという感じの、千葉県松戸市ですかね、すぐやる課というのをつくりましたね。あんなような意味具合のある感じだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 使命としては、今野村議員のおっしゃったとおりだと思います。ただ、

今回全体的に、先ほど課長も申しましたように、平らな地形ということで若干上瀑のほうは手を加えましたけれども、総元地区はほとんど手を加えない、排水のU字溝は多少入れるとかということで、じゃ、その辺で。あともう一つは、できるだけ単価を下げたいということがありましたので、なぜかといいますのは、これから住宅政策を進めていく中で、やはりどの程度は土地を売却できるかという考え方も1つございました。それで、基本の設定としてはやはり坪当たりを4万以下にしようということの設定の中でございます。ただ、これをこれから続けるということではなくて、今回は町有地ということもございましたので、それらを含めまして、どの程度これで実際これが売却できるのかということも見たいということでございます。それで、そのときの工事をやる中で、やはり住民からの緊急のものはそれを優先するようにと。工事を中断してもそれはやるようになっておりまして、工期設定は特に物すごく厳しくしているところではありません。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

（「議長、さっきのところ」の声あり）

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） さっきの小学校の改修工事、私の聞き間違いだったんですか、まるっきり。

○議長（正木 武君） そのとおりです。

○1 番（野中眞弓君） わかりました。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 今回の一般会計の補正予算には、11月24日の臨時会で可決された職員給与の改定に基づく減額が多数行われております。私は、今の情勢の中で、公務員と言わず、

労働者の給与を削減するという事は、デフレ傾向がますます強化される。国民レベルのためにはならないという立場で、公務員の給料の削減も同じような労働者の給与の削減という意味で反対です。それが盛り込まれているこの一般会計の補正予算には、賛成するわけにいきません。ただ、公務員として町民への奉仕者という立場で、私は職員の皆さんにはより一層町民の福祉の増進のために働いていただきたいという気持ちを強く持っていることを、そして町民があんなに働いてくれるんだから、こんなに暮らしよくしてくれているんだから、それは仕方がないよ。あるいは、給料削減には反対だという、そういう世論が町の中で起きるように働いていただきたいということを申し添えて、反対討論といたします。

○議長（正木 武君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 11月24日の臨時会で同じことをまた賛成、反対討論して、私の賛成討論はあのときと同じ考えでございます。人事院の勧告がありましたし、また強いて言えば今度の政権がまだ公務員の減7パーセント近くも実施できていない。いろんな面で国民の皆様から批判を受けております。そんな観点で、先ほども話ありましたが、役場の職員の給料に関すると非常にいつも反対している者がいる。非常に私も不思議に思っています。いずれにしても、11月24日の臨時会で賛成した内容と、そのときと同じでございます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

この採決は挙手により行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（正木 武君） 挙手多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩といたします。

（午後 4時25分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 4時35分）

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第11、議案第6号 平成23年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 45ページをお開きいただきたいと存じます。

ただいま議題となりました議案第6号 平成23年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、本文に入ります前に提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算でございますが、歳入におきましては療養給付費交付金、前期高齢者交付金及び人事異動、給与改定に伴う一般会計からの繰入金の補正でございます。

歳出につきましては、退職被保険者等療養給付費、高額療養費、後期高齢者支援金の補正、人間ドック経費補助金及び一般管理費の補正であります。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成23年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,315万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,195万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、50ページをお開きいただきたいと存じます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金、補正額1,903万8,000円の増額でございますが、退職被保険者療養給付費の実績により増額となるものであります。

6款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金、補正額567万7,000円の減額でございますが、実績による減額でございます。

9 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額20万6,000円の減額となりますが、職員の給料及び人事異動等による減額であります。

以上が歳入でございます。

引き続き、歳出についてご説明申し上げます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額20万6,000円の減額ですが、人事異動等による給料等の減額並びに基幹システム更新によります委託料の増額でございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費につきましては、補正額はございませんが、交付金減額のための財源内訳の変更によるものであります。

2 目退職被保険者等療養給付費、補正額834万9,000円の増額ですが、療養給付費の増額分でございます。

2 款保険給付費、2 項高額療養費、2 目退職被保険者等高額療養費86万4,000円の増額ですが、高額療養費の増額分でございます。

次に、52ページをお開きいただきたいと存じます。

3 款後期高齢者支援金、1 項後期高齢者支援金、1 目後期高齢者支援金、補正額282万円の増額であります。後期高齢者支援金の納付決定額に対する増額分でございます。

4 款前期高齢者納付金等、1 項前期高齢者納付金等、1 目前期高齢者関係事務費拠出金でございますが、前期高齢者関係事務費拠出金の増額で9万3,000円でございます。

6 款介護納付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金、補正額49万9,000円の増額でございますが、介護給付費納付金の増額分でございます。

8 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健事業費、補正額67万8,000円の増額であります。人間ドック経費補助金の増額分であります。

9 款諸支出金、1 項償還及び還付加算金、3 目償還金5万8,000円の増額で、22年度実績による返還金の増額分でございます。

以上で国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終了させていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議がありますので、挙手によって採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（正木 武君） 挙手多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第12、議案第7号 平成23年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） ただいま議題となりました議案第7号 平成23年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、本文に入ります前に提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算でございますが、当初見込み額よりも実績が上回るための補正でございます。

歳入におきましては、保険基盤安定の実績に基づく一般会計からの繰入金、保険料還付に伴う後期高齢者広域連合からの償還金及び還付加算金の補正でございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金、保険料還付金の補正でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

59ページをお開きいただきたいと思います。

平成23年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億492万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げますので、62ページを開きいただきたいと存じます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金、補正額49万4,000円の増額でございます。一般会計からの繰入金の増額でございます。

5款諸収入、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額43万8,000円の増額でございますが、後期高齢者広域連合からの償還金及び還付加算金の増額でございます。

以上が歳入でございます。

引き続き、歳出についてご説明申し上げます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額49万4,000円の増額でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額43万8,000円の増額でございます。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議がありますので、挙手によって採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

○議長(正木 武君) 挙手多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(正木 武君) 日程第13、議案第8号 平成23年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(磯野幸子君) それでは、議案第8号 平成23年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第2号)の本文に入る前に、提案理由の説明をいたします。

今回の補正内容でございますが、給与改定に伴う職員人件費の減、制度改正に伴う介護保険システム改修業務の委託料の増による補正でございます。

それでは、65ページをお開き願います。

平成23年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ276万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,208万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書により歳入からご説明申し上げます。

68ページをお開き願います。

款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額276万1,000円の減額でございますが、職員給与費等の繰入金の減額及び事務費繰入金の増額でございます。

以上が歳入でございます。

引き続き、歳出でございますが、69ページをお開き願います。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額265万1,000円の減でございますが、給与改定に伴う職員人件費の減額、介護保険事務処理システム改修業務委託及びコピー借上料の増額でございます。

款4地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費、目2包括的支援事業、補正額11万円の減額でございますが、給与改定に伴う職員人件費の減額でございます。

以上で平成23年度介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終了します。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第14、議案第9号 平成23年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） それでは、水道事業会計補正予算についてご説明をさせていただきます。

今回の補正予算の提案理由といたしましては、給与改定に伴う人件費、貯蔵品振りかえ分の補修用材料費、公用車の燃料代、消費税修正申告に伴う追加納付等の補正でございます。

それでは75ページをお開きいただきたいと思います。

議案第9号 平成23年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）。

総則。第1条、平成23年度大多喜町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出。第1款水道事業費用、既決予定額4億5,840万8,000円、補正予定額491万5,000円、計4億6,332万3,000円でございます。

第1項営業費用、既決予定額4億653万5,000円、補正予定額25万4,000円増、計4億678万9,000円でございます。

第3項特別損失、既決予定額280万円、補正予定額466万1,000円増、計746万1,000円でございます。

資本的収入及び支出。第3条、予算第4条本文括弧中「1億2,365万6,000円」を「1億2,400万6,000円」に、「1億2,342万7,000円」を「1億2,377万7,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額は次のとおり補正する。

支出。第1款資本的支出、既決予定額1億2,576万6,000円、補正予定額35万円、計1億2,611万6,000円です。

第1項建設改良費、既決予定額1,222万1,000円、補正予定額は35万円増、計1,257万1,000円です。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。第4条、予算第6条中「4,952万円」を「4,799万7,000円」に改める。

76ページをお願いいたします。

たな卸資産購入限度額。第5条、予算第8条中「188万9,000円」を「209万9,000円」に改める。

◎会議時間の延長

○議長（正木 武君） 説明の途中ですが、本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめこれを延長します。

○環境水道課長（川寄照恭君） 続けさせていただきます。

78ページをお開きください。

明細につきましては、水道事業会計補正予算積算基礎資料によりご説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出の支出でございますが、款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 2 配水及び給水費、補正予定額17万6,000円増、計2,361万2,000円。

節 2 手当 2 万4,000円減、節23材料費20万円増、これは制度改正による子ども手当の減及び補修用材料の執行に伴う増でございます。

目 3 総係費、補正予定額 7 万8,000円、計4,707万3,000円。

節 1 給料 1 万3,000円減、節 2 手当 3 万9,000円減、節11燃料費13万円増、これは給与改定に伴う減及び公用車燃料代の増でございます。

項 3 特別損失、目 1 過年度損益修正損、補正予定額466万1,000円、計746万1,000円。

節 1 過年度損益修正損466万1,000円増、これは21年度、22年度における国の臨時交付金 1 億352万8,000円により行った工事等に対する消費税修正申告が生じまして、追加納付となったものでございます。

80ページをお開きください。

水道事業会計補正予算積算基礎資料。

資本的収入及び支出の支出でございますが、款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 配水施設費、補正予定額35万円、計778万3,000円。

節 2 手当37万3,000円増、節 5 法定福利費 2 万3,000円減、これは水道工事現場等時間外手当の増額と給与改定による共済費の減でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議がありますので、挙手によって採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

○議長(正木 武君) 挙手多数です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(正木 武君) 日程第15、議案第10号 平成23年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長(齋藤健二君) それでは、87ページをお開きいただきたいと思います。

議案第10号 平成23年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第3号)。

本文に入る前に、提案理由を説明させていただきます。

一時休業1名及び給与改定、そして臨時職員3名補充に伴う賃金の増額が主なものであります。

総則。第1条、平成23年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第1款特別養護老人ホーム事業費用、既決予定額2億9,257万円、補正予定額149万4,000円、計2億9,406万4,000円。

第1項営業費用、既決予定額2億9,106万9,000円、補正予定額149万4,000円、計2億9,256万3,000円。

続きまして、積算基礎資料にて説明をさせていただきたいと思いますので、89ページを開きさせていただきたいと思います。

収益的収入及び支出。支出、第1款特別養護老人ホーム事業費用、第1項営業費用、第1目総務管理費、補正予定額19万6,000円の減額でございます。

(「119万じゃないの」の声あり)

○特別養護老人ホーム所長(齋藤健二君) すみません。119万6,000円の減額でございます。

第2節給料86万4,000円の減、第3節手当23万3,000円の減、第4節法定福利費15万8,000円の減、給与改定と育児休業による減額分でございます。

第9節燃料費2万円の増、庁用車両4台分の燃料費であります。

第10節手数料1万1,000円の増、臨時職員増員による細菌検査料の増額でございます。

第11節通信運搬費3万円の増、電話代と後納郵便料の増額でございます。

第2目施設管理費、補正予定額20万円の減額です。

第9節委託料15万円の減、大型合併浄化槽保守点検委託料執行に伴う減額でございます。

第20節光熱水費5万円の減です。ガス及び電気料金の減額分でございます。

第3目居宅介護事業費、補正予定額12万円の増額です。

第4節法定福利費2万円の増額です。労働災害保険料の増額でございます。

第8節消耗品費10万円、介護材料代の増額分でございます。

第4目施設介護事業費、補正予定額277万円の増額です。

第4節法定福利費108万円、臨時職員21名による雇用保険料と労働災害保険料の増額分です。

第6節賃金169万円、臨時職員賃金の増額分でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(正木 武君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議がありますので、挙手によって採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

○議長(正木 武君) 挙手多数です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長(正木 武君) お諮りします。

本日までに受理した請願は、県立岬・大原・勝浦若潮高校の統合案の撤回を求める意見書
提出を求める請願1件であります。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

提出された請願を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

事務局より請願の写しを配付いたします。

(請願書の写し配付)

○議長(正木 武君) 請願書の写しの配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 配付漏れなしと認めます。

◎請願第1号の上程、説明、委員会付託

○議長（正木 武君） 追加日程第1、請願第1号 県立岬・大原・勝浦若潮高校の統合案の撤回を求める意見書提出を求める請願を議題とします。

本請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 本請願をめぐる状況については、午前中の一般質問の中で、吉野議員が岬高校ではPTAや同窓会や卒業生など、在校生も含めて一体となって署名を集めていることや、勝浦市では区長会が中心になって署名を集めている。こういう実態が報告されておりましたけれども、夷隅郡市のそういう動きの中で、大多喜町も一緒に大きなエールを送りたいなと思います。

これを読ませていただくことによって、提案にかえます。

県立岬・大原・勝浦若潮高校の統合案の撤回を求める意見書提出を求める請願。

平成23年12月13日、大多喜町議会議長、正木武様。

請願者、千葉県高等学校教職員組合夷隅支部支部長、鈴木基悦。住所、いすみ市大原7985大原高校気付。

紹介議員、野村賢一、苅込孝次、吉野僖一、野口晴男、志関武良夫、野中眞弓。総務文教員全員が紹介議員とさせていただきます。

請願趣旨。千葉県教育委員会は11月16日、「県立学校改革推進プラン（最終案）」及び「第1次実施プログラム（案）」を発表し、岬・大原・勝浦若潮の3高校を統合して1校にすることを発表しました。この案の通りになれば、夷隅地区の高校はわずか2校になってしまいます。勝浦市と旧岬町から高校が消えることになります。また大原高校も地域から期待の大きかった普通科がなくなり、統合高には新しく総合学科を導入することになります。

意見書に記したとおり、勝浦若潮高校、岬高校と大原高校はそれぞれ特徴ある教育活動を行い、地域からも信頼を得てきた学校です。県は夷隅地域の子どもの数が減ることを最大の理由としていますが、もともとこの学区は長生・夷隅が範囲であり学区全体で学級数を検討すべきものです。それにもかかわらず夷隅地域だけを狙い打ちにしたようなこの統合案を提案することは、郡部切り捨てとも言えるものです。経済効率優先でなく、少人数学級の先行実施などに取り組めば、郡部の教育を守ることは可能です。こうした努力を何もせずに統合を強引に進めようとする県のやり方は、夷隅の地域教育を破壊するものだと考えます。

どの高校も歴史のある学校であり、地域に育てられ、地域と共に歩んできました。地域、保護者、生徒たちの気持ちを何ら考慮せず示された今回の「第1次実施プログラム（案）」は、到底納得できるものではありません。ぜひ、県に対して下記の事項について「意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

請願項目。1、県立岬・大原・勝浦若潮高等学校の統合案を撤回すること。

以上です。

○議長（正木 武君） お諮りします。

本請願については、議会運営委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は議会運営委員会に付託することに決定しました。

◎閉会中の継続審査

○議長（正木 武君） 本定例会は本日をもって閉会のため、ただいま付託した請願については、閉会中の継続審査としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（正木 武君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第4回大多喜町議会定例会を閉会します。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後 5時13分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成24年3月14日

議 長 正 木 武

署 名 議 員 君 塚 義 榮

署 名 議 員 吉 野 僖 一